

自治会活動の手引

令和2年度

みんな
いっしょに
自治会活動を
しよう



川越市マスコットキャラクター ときも

自治会に
加入しましょう

川越市自治会連合会

川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことにいきがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木 かし



市の花 山吹



市の鳥 雁(かり)

目 次

1 自治会活動と加入促進

(1) 自治会に加入しましょう	1
(2) 自治会とコミュニティ	2
(3) コミュニティ活動の実践	2
(4) 自治会の設立手順	3
(5) 自治会会計報告（予算書・決算書の作成等）	3
(6) 個人情報取扱い	4
(7) 市民活動補償	6
(8) 協働事業	8

2 川越市自治会連合会

(1) 川越市自治会連合会	9
(2) 川越市自治会連合会会則	10
(3) 川越市自治会連合会会則施行細則	13
(4) 川越市自治会連合会慶弔及び表彰規程	17
(5) 会員記章の着用	18

3 自治会と行政

(1) 自治会会員の声を行政に	19
(2) 要望書の書き方	21

4 自治会からの要望により市が設置するもの

(1) 川越市掲示板の設置管理	22
(2) 防犯灯の設置等	22
(3) カーブミラーの設置	23
(4) 児童遊園の設置管理	23
(5) 市民花壇指定事業	24

5 自治会への報償金・補助金等

(1) 自治会会長報償金	25
(2) 自治会協力報償金	25
(3) 自治会集会所の建設補助金	25
(4) 自治会集会所の増改築・修繕補助金	26
(5) 自治会集会所用地の取得補助金	26
(6) 自治会集会所用地の賃貸借補助金	26
(7) 自治会会議会場借り上げ補助金	26
(8) コミュニティ助成事業補助金	27
(9) 防犯灯電気料補助金	28
(10) 町内体育祭補助金	28
(11) 市民ラジオ体操会実施報奨金	28
(12) 集団回収事業報償金	29

(13) 公園美化活動奨励金	29
----------------	----

6 市からの依頼事項等（主なもの）

【委員等の推薦】

(1) 体育協力員	30
(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員	30
(3) 青少年育成推進員	30
(4) 保健推進員	31
(5) かわごえ環境推進員	31
(6) 投票立会人	31

【募金等】

(7) 日赤活動資金募集	32
(8) 緑の募金（家庭募金）	32

【その他】

(9) 各種防災事業への参加	32
(10) 自主防災組織の結成促進	33
(11) 青少年を育てる地区会議	33
(12) アメリカシロヒトリ防除機械貸付け及び薬剤交付	33
(13) クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）	34
(14) 地域のごみ処理	34
(15) ごみ集積所の新設・移動・廃止	34
(16) 回覧	34
(17) 自治会長に同意を求めること等	36

7 地区社会福祉協議会

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動	37
(2) 地区社協の活動財源	38

8 地域における防犯推進

(1) 川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制	39
(2) 地域防犯推進委員	39
(3) 地域における自主防犯活動	40
(4) 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービス	40
(5) 緊急時は・・・	41
(6) 防犯等に関する相談窓口	42

9 地縁による団体（自治会）の法人化

(1) 地縁による団体とは	43
(2) 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的	43
(3) 認可申請手続	43
(4) 認可後の地縁団体	44
(5) 法人市民税に関する手続	45

10 参考

(1) 市について	46
(2) 川越市自治組織の変遷.....	47
(3) 自治会加入促進チラシ（例）	50
(4) 自治会設立趣意書（例）	51
(5) 自治会会則（例）	52
(6) 自治会予算書（例）	56
(7) 自治会決算書（例）	57
(8) 個人情報の取扱いに関する規程（例）	58
(9) 自治会会則（地縁による団体用）（例）.....	60
(10) 公共機関電話番号	66
(11) 報償金・補助金・依頼事項等一覧表.....	69

本手引は、令和5年3月現在の内容を記載しています。最新の情報は、各担当
にご確認ください。

1 自治会活動と加入促進

(1) 自治会に加入しましょう

自治会とは

自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている、自主的な団体です。

そして、自治会長・役員を中心に会員全員の協力のもと、次のような活動を行っています。

(主な活動例)

① 防犯灯の設置申請・管理

夜、私達が安心して家に帰れるのも、夜道を照らしてくれる防犯灯があるからです。

自治会では、この防犯灯の設置を市に申請し、設置後の維持管理や電気料金を一部負担しています。

② 環境美化活動

みなさんが使用するごみ集積所を清潔に保つための維持管理を行い、また、市の「ごみゼロ運動」に積極的に参加し、道路や地域の美化運動を推進しています。

③ 自主防災・互助活動

いつ来るか分からない災害（地震、火事、水害等）時には一人ではどうにもなりません。自治会という大きな組織力が心の支えになると思います。

また、不幸に見舞われた時のお互いの助け合いなどは、自治会の大きな役割です。

④ レクリエーション活動や各種団体育成（子ども会、育成会、老人クラブ等）

会員の交流と親睦を目的に、盆踊りや運動会など気軽に参加できる各種行事を行っています。また、子どもたちの健全な育成、レクリエーションや老人クラブの振興など地域内の育成に努め、住みよいまちづくりに寄与します。

⑤ 交通安全・防犯活動

悲惨な交通事故の防止と安全施設の確保、また犯罪のない安心して住める地域づくりのために、自治会内に地域防犯推進委員を設置する等の取り組みをしています。

⑥ 各種募金に協力

緑の募金、日赤募金、赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動などの各種募金の取りまとめに協力しています。

⑦ 回覧物等の配布

市や警察、自治会などからのお知らせを回覧によって会員の皆さんに周知しています。

※ 50ページに自治会加入促進チラシ（例）を参考に記載しました。

(2) 自治会とコミュニティ

① 明るい暮らし ふれあう心 自治会

今、心のかよいあう街づくりが叫ばれています。その第一歩は地域の人々が気軽にあいさつし、ふれあい、話し合うことから始まります。

私たちの身の回りには、ゴミ収集・防犯など生活に密着した問題が数多くあります。

こうした問題をみんなで話し合い、調整し、解決していくことが大切です。

地域での触れ合いの輪を広げ、お互いに助け合い、共同意識を高めるために自治会は大きな役割を果たしています。

② 明るい暮らしをつくるコミュニティ

「コミュニティ」とは、一般的に「地域社会」「近隣社会」「地域共同体」などと訳されており、地域社会という生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚し、共通の目標と役割意識で、共通の行動をとる集団といわれています。

要するに、地域住民が共に協力しあいながら、自発的に地域活動に参加し築き上げていく地域社会のことです。

そして、これらの活動をコミュニティ活動といいます。

川越市自治会連合会では、彩の国コミュニティ協議会に加入してコミュニティの推進を図っていますが、自治会活動そのものがコミュニティ活動の推進にもつながるものと考えられます。

(3) コミュニティ活動の実践

わたしたちが暮らすということは、他人と共に生きるということです。

他の人と共に生きるためには、お互いの立場を認め合うことが大切です。

そして、お互いの立場や意見の違いを理解しあって、いま、地域にある様々な課題をどう解決していくかを考えることも、また大切なことです。

コミュニティとは、いま暮らしている地域をよりよくしようという人々の活動によって生み出される生活の場のことをいいます。

じっとしていたのでは何も進んではいきません。

より住みよい地域にするために、まず行動してみることです。

"さあ、コミュニティづくりをしよう"と構えてかかるのではなく、何かの活動を通じて自然におつきあいがはじまるようになったら素敵です。

(コミュニティ活動の実践例)

- ① 環境保全活動…緑化の推進、資源回収
- ② 子どもの健全育成活動…地域の伝統・文化の継承、青少年健全育成事業、親子のふれあい体験活動
- ③ 防犯・交通安全・防災活動…防犯パトロール、自主防災組織の結成
- ④ 生涯学習・文化・スポーツ活動…各種スポーツ行事、文化祭、運動会

(4) 自治会の設立手順

- ① 設立準備委員会を結成
熱意のある有志（10名程度）で設立準備委員会を結成、委員長を選出、当面の会合場所を定める。
- ② 自治会の区域を設定する。
- ③ 区域内の班編成を線引きする。
- ④ 準備委員は、分担して、各班の友人、知人に賛同を呼びかける。
- ⑤ 準備委員と各班の賛同者は、会合を開いて、各班担当者（班長候補者）を決める。
- ⑥ 当面の目標世帯数を設定し、準備委員と各班担当で区域内の賛同者を募り、同意書を作成する。
- ⑦ 目標の賛同世帯数を確保したのち、設立総会の準備を行う。
 - ア 自治会名称（案）の決定
 - イ 会則（案）の作成
 - ウ 役員候補（正副会長、各班長、会計、書記、監査役等）の人選
 - エ 当面の事業計画（案）、予算（案）の作成
 - オ 総会、役員会等の開催場所の確保
- ⑧ 設立総会

51ページに自治会設立趣意書（例）、52ページに自治会会則（例）を掲載しています。

(5) 自治会会計報告（予算書・決算書の作成等）

自治会は、自治会員から集めた自治会費及び市などからの各種補助金、助成金、報償金等により運営されています。

日頃から自治会の資金管理について、十分配慮していただいておりますが、万一自治会員から会計についての質問が出た際にお互い納得できる説明ができるよう、日頃の資金運用に当たっては次の点に留意しましょう。

- ① 事業計画を立て、それに基づいた予算編成を行いましょよう。
- ② 会員の皆さんにわかりやすい内容にしましょよう。
- ③ 会計帳簿や、領収書等の書類整理はきちんと行いましょよう。
- ④ 総会の際には、会計監査、決算報告及び予算審議を行い、自治会員の方が納得のいく予算編成としましょよう。

※ 宗教関係費（神社・お寺の負担金）及び各種募金の収支については、自治会本体の会計帳簿等とは別に管理するのが望ましいでしょう。

56ページに予算書の例、57ページに決算書の例を示しましたので、参考にしてください（※あくまで例ですので、各自治会の実情に合わせて予算資料等を作成してください）。

(6) 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）」が全面施行されて以来、個人情報の取扱いに対する意識が非常に高まり、同時に不安や疑問も多く生じるようになりました。個人情報保護法では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。個人情報保護法を形式的に解釈し、これまで行っていた個人情報の利用や提供をやめてしまう例が見られますが、これは法の趣旨に沿ったものではありません。

ここではよくある質問とその回答を紹介しています。個人情報の保護と利用のバランスをうまく保ちながら、個人情報を上手に活用する上での参考にしてください。

Q 1 個人情報とはどのようなものですか？

A 1 生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

Q 2 自治会にも個人情報保護法が適用されますか？

A 2 個人情報保護法が改正され、自治会等も「個人情報取扱事業者」となり、個人情報保護法が適用されます。

Q 3 個人情報の取扱いについて、自治会はどのようなことに気をつければよいですか？

A 3 個人情報を取り扱う際は、次の点に気をつけてください。

- ① 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること
どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。また、特定した目的は、本人に通知し、又は公表する必要があります。
- ② 情報の漏えいが生じないように安全に管理すること
紙の個人情報は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上のデータにはパスワードを設定する等の安全に管理するための措置をとる必要があります。
- ③ 個人情報を本人以外の第三者に提供するときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること
なお、例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生の向上・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合等、一定の場合には本人の同意がなくても個人情報を第三者に提供することができます。
- ④ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

⑤ 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

自治会で取り扱う個人情報の利用目的、収集の方法、収集した個人情報の管理方法等、より具体的なルールはそれぞれの自治会の実情に合わせて作成しましょう。また、作成したルールは総会資料へ掲載するか回覧で年1回は会員に周知するようにしましょう。

58ページに個人情報の取扱いに関する規程（例）を掲載しています。

Q4 会員名簿を作成するための具体的な手順を教えてください。

A4 名簿の作成手順例を紹介しますので、参考にしてください。

（名簿の作成手順例）

① 各世帯に文書と調査票（同意書）を配布

ア 文書には次のことを記載します。

- ・ 名簿の利用目的（何に使うか）
- ・ 他の目的に利用しないこと
- ・ 名簿の管理方法（誰に配布し、どう管理するか）
- ・ 本人の同意なく、第三者に提供しないこと

イ 調査票には集めたい情報（氏名・住所・電話番号等）の記入欄を設けます。

② 調査票の回収

調査票は、封をして届けてもらうか、会長や班長等が他人に見られないように直接回収することが望ましいです。回覧板に挟む方法は適切ではありません。

③ 名簿の作成

調査票の内容から名簿を作成します。調査票は細かく裁断して破棄するか、本人に返却するなどの方法で処分します。

④ 名簿の配布・管理

名簿を会員に配布するときは、利用目的を記載し、利用目的以外に使用しないこと、複写の禁止、第三者へ提供しないことを明記しておきましょう。また、情報の漏洩を防止するため、取扱状況を確認できるよう個人情報取扱台帳を整備し、データで管理している場合はパスワードをかける等、適切な措置を講じましょう。

⑤ 名簿の処分

名簿が不要になったら、細かく裁断するなどして適正かつ速やかに処分します。

Q5 名簿を作成することに一部の会員から同意を得られなかった場合はどう対処すればよいでしょうか？

A5 名簿の必要性等を説明し、それでも同意をしてもらえない場合には、同意を得られた方だけの名簿を作成することになります。同意が得られない場合は、本人の意思を尊重し、名簿への掲載はしないようにしましょう。また、一部の情報だけ（氏名等）でも同意を得られるのであれば、その部分だけ掲

載するという方法もあります。

Q 6 自治会のイベント等で撮った写真を掲示したり、広報誌等に掲載したいのですが、全員から同意を得なければならないのでしょうか？

A 6 写真に写った顔も個人情報に該当しますので、一定の注意が必要になります。ただし、一人ひとりから同意を得るのではなく、イベントの告知の際や当日、目につきやすいところに「当日写真撮影を行います。撮影したものは〇〇に掲載する予定です。」などと書いておき、また、掲載を希望しない場合は事前に申し出てもらうよう明記しておきましょう。

Q 7 民間業者から自治会員の情報について問い合わせがありました。会員の個人情報を教えてしまってよいのでしょうか？

A 7 個人情報は、原則、本人の同意なく、本人以外（第三者）に提供してはいけません。しかし、次のような場合には、本人の同意なしに個人情報を提供することが認められています。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国の機関等へ協力する場合

(7) 市民活動補償（地域づくり推進課 電話 224-5705）

① 補償の対象となる活動

ア 市内の市民活動団体等が無報酬で行う継続的または計画的になされた公益性のある活動

イ 川越市若しくはこれに準ずる団体の行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬で行う活動

※ 事前に市へ加入申込みや名簿の提出等の必要はありません。

※ 万一事故が起きた場合には、市へご連絡ください。事故報告書を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。

② 補償の対象となる事故

ア 賠償補償対象者が、市民活動中に他人に身体障害又は財物損壊等を与えた場合

イ 傷害補償対象者が、市民活動中(自宅との往復中を含む。ただし、活動が書面等で確認できる場合)の事故により死亡又は負傷した場合

ウ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒及び熱中症の場合

※ 賠償補償・傷害補償とも適用除外となる場合があります。

※ 会議への出席は対象になりますが、懇親会等は対象外です。

※ ある動作を継続的に行うことによって起きた「ケガ」は対象外です。

(例) 靴ずれ、腱鞘炎、関節炎等

③ 補償対象外の活動

ア 講座・運動会・盆踊り等の単なる参加者

イ 園児、児童、生徒が行う学校行事

ウ 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動（2次災害が起こるもの）

エ 自助的な活動(家の前の道路清掃等)や懇親・趣味等を目的とした活動

※ 市民活動補償は、行事を運営する役員に対する補償です。一般参加者に対する補償はありません。市民活動補償では補償金額等に不足があるという場合には、別途各自治会で保険に加入するなどご検討ください。

④ 賠償補償金の種類及び限度額

種類	補償金限度額	
身体賠償	1名当たり限度額	1億円
	1事故当たり限度額	1億円
財物賠償	1事故当たり限度額	1億円
保管物賠償	1事故当たり限度額	300万円

* 法律上の賠償責任を負う金額の範囲内で補償金が支払われます。

⑤ 傷害補償対象者への補償金額

補償金の種類	補償金額
死亡補償金	200万円
後遺障害補償金	後遺障害の程度により、死亡補償金の3～100%
入院補償金 (手術補償金)	入院1日につき3,000円 *手術補償金は、入院補償金が支払われる場合、手術の種類に応じて、入院補償金日額の10倍～40倍で支払われます。 (当該傷害事故の発生日から起算して180日が限度)
通院補償金	通院1日につき2,000円 (当該傷害事故の発生日から起算して180日が限度)

川越市市民活動補償早見表 補償の対象（○=対象、×=対象外）

① 運動会・盆踊り等

役員・スタッフ	○
競技・踊りの参加者	×
見学者	×

② ごみゼロ運動等参加者もボランティア的なイベント

役員	○
参加者（活動者）	○

③ 講座・教室

役員	○
受講者	×
保護者等見学者	×
講師（無報酬）	○
講師（報酬有）	×

④ 研修旅行（日帰り・宿泊を伴うものを問わない。）

役員	×
受講者	×
ボランティア	×
講師（無報酬）	×
講師（報酬有）	×

(8) 協働事業（地域づくり推進課 電話 224-5705）

協働とは、「本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつかっていく取組」です。

① 公共サービスの向上

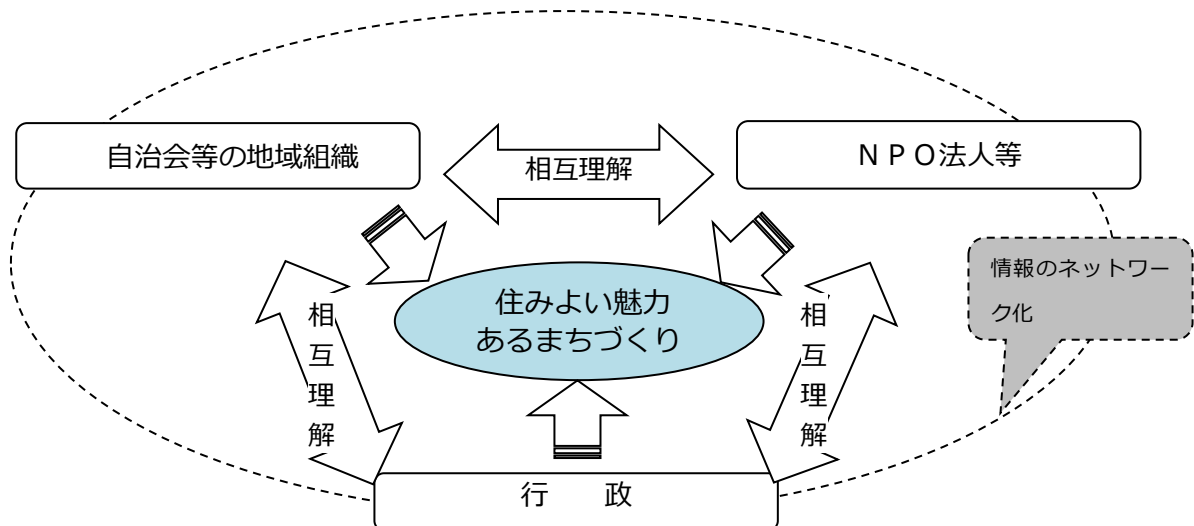
市民活動団体（自治会、老人クラブ、PTA、NPO法人、ボランティア団体等）と市が、それぞれの特性を事業に生かして共に取り組むことにより、きめ細やかな公共サービスを効果的かつ効率的に提供することが期待できます。

② 協働により期待される効果

自治会が、行政と協働することにより活動の活性化が図れ、地域づくりに重要な役割を担うことが期待できます。

③ 自治会等とNPO法人等との関係

地域の課題を解決していくためには、特に、自治会等の地域組織、NPO法人等、行政、それぞれが役割等を理解し、連携・協力することが大切です。

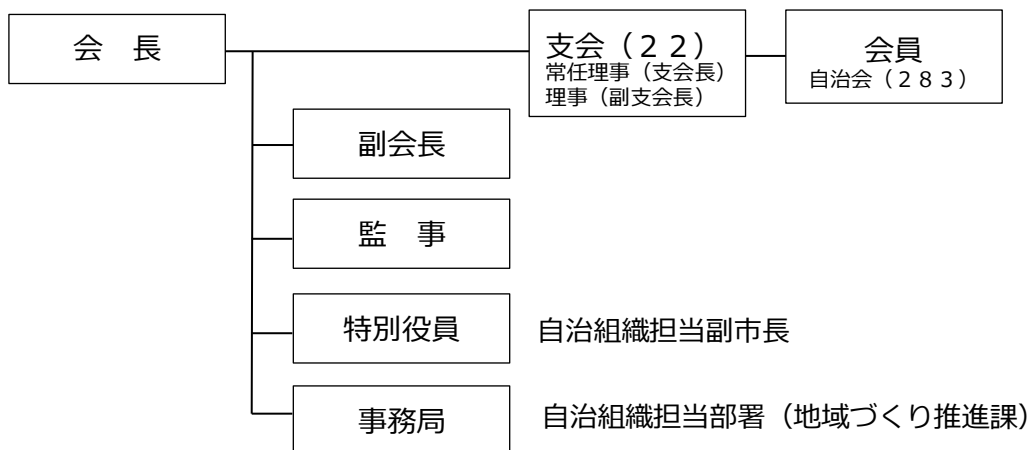


2 川越市自治会連合会

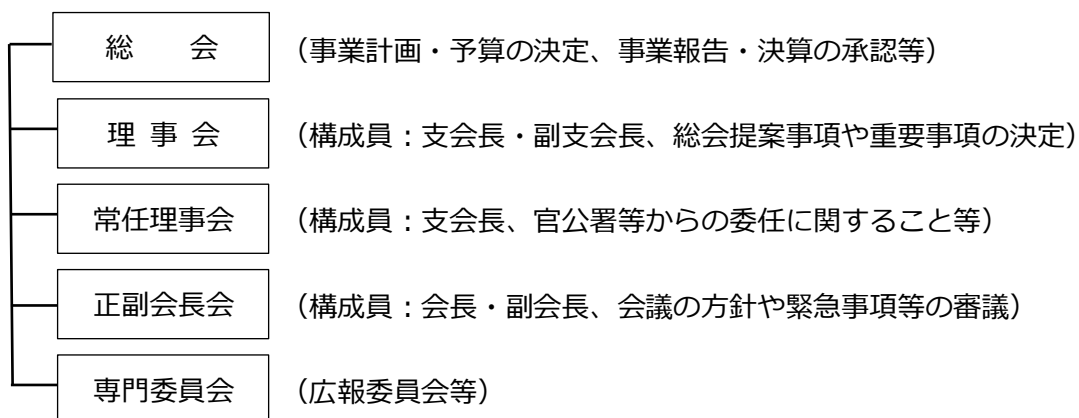
(1) 川越市自治会連合会

川越市自治会連合会は昭和47年に発足しました。令和5年3月末現在283の自治会が加入しています。また、連合会には22の支会が置かれ、各自治会は地域の支会に加入しています。

連合会は、自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的として、毎年、交通安全、環境美化、青少年健全育成、社会福祉、防災・防犯等の事業を実施しています。また、市の依頼を受けて各種審議会等に委員を推薦し、市民の声を行政に反映させるなど、行政と一体となってまちづくりに努めています。



[会議]



(2) 川越市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、川越市自治会連合会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関すること。
- (2) 自治会活動の総合計画に関すること。
- (3) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること。
- (4) 会員等の慶弔及び表彰に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成のため必要なこと。

(組 織)

第4条 この会は、この会の趣旨に賛同する自治会をもって組織する。

2 この会に、支会を置く。

3 この会に加入しようとする自治会は、当該地域の支会に加入しなければならない。

(支 会)

第5条 支会は、隣接する自治会により組織する。

2 支会には、支会長及び副支会長を置く。

3 支会の設立は、総会において承認する。

4 支会に関する必要な事項は、別に定める。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 常任理事 | 支会長をもって充てる |
| (4) 理事 | 副支会長をもって充てる |
| (5) 監事 | 4人以内 |
| (6) 特別役員 | 市自治組織担当副市長 |

2 会長及び副会長は、常任理事の中から理事会が推薦し、総会で承認を得る。

3 監事は、自治会長の中から理事会が推薦し、総会で承認を得る。

(相談役)

第7条 この会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(職 務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 常任理事及び理事は、この会の運営に関する事項を審議する。

4 監事は、この会の会計及び庶務を監査し、その結果を総会で報告する。

5 特別役員及び相談役は、会務について相談に応じる。

(任期)

第9条 第6条第1項第1号から第5号までの役員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで在任する。

(会議)

第10条 この会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 常任理事会

(4) 正副会長会

(総会)

第11条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、各自治会長をもって構成する。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 役員の承認に関すること。

(4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(5) その他この会の運営に関する重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上の要請があったときに開催するものとする。

2 理事会は、第6条第1項第1号から第4号の役員をもって構成する。

3 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(2) 総会提案事項に関すること。

(3) その他この会の運営に関する重要なこと。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、必要に応じ開催する。

2 常任理事会は、第6条第1項第1号から第3号の役員をもって構成する。

3 常任理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 官公署等からの委任に関すること。

(2) その他必要と認められる事項に関すること。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長が必要と認める会議の方針及び会議の原案、その他緊急事項等について審議し処理する。

(専門委員会)

第15条 この会の事業を円滑に推進するため、常任理事会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の決定事項は、常任理事会に報告し承認を得るものとする。
(招集及び議長)

第16条 総会及び理事会並びに常任理事会は、会長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員長が招集する。
- 3 総会の議長は、常任理事の中から総会で選出する。
- 4 理事会及び常任理事会は、会長が議長となる。

(定足数及び表決)

第17条 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。ただし、総会においては、委任状をもって出席にかえることができる。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第18条 この会の事務局を、川越市役所自治組織主管課内に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び書記若干名を置き、市長の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 書記は、会長の命を受け会計及び庶務に従事する。

(会計)

第19条 この会の経費は、会費・補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、別途定める。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費の支弁)

第21条 役員及び専門委員会委員がこの会の会議に出席、又は出張したときは、その経費を支弁することができる。

(脱会)

第22条 支会を脱会したものは、この会を脱会したものとみなす。

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年5月22日から施行する。
- 2 川越市自治会連合会会則(昭和47年2月17日制定)は、廃止する。

附 則

この会則は、平成3年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月2日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第6条第1項の職にある者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成8年度通常総会までとする。

附 則

1 この会則は、平成13年5月22日から施行する。

2 改正後の会則第6条第1項第2号の規定により、新たに副会長となる者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成14年度通常総会までとする。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

(3) 川越市自治会連合会会則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、川越市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 連合会に加入しようとする自治会は、地元支会に加入するとともに入会申込書により、連合会会長に届け出るものとする。

2 連合会を退会しようとする自治会は、退会届により支会長を経由して、連合会会長に届け出るものとする。

(会費)

第3条 自治会が連合会に納める会費は、1自治会につき年額8,000円とする。ただし、年度の途中において設立した自治会が連合会に加入する場合は、当該年度の会費を免除する。

(支会)

第4条 連合会の支会は、原則として隣接する複数の自治会で組織し別表で定める。

2 支会を脱会し、または統合し新たな支会を組織するときは、脱会前の支会または統合前の支会の同意書とその理由書を会長に提出しなければならない。

3 支会に加入しない自治会は連合会に加入することはできない。

(役員の定数)

第5条 会則第6条第1項第4号に定める理事の定数は、各支会1名とする。ただし、高階支会においては当面2名とする。

(経費の支弁)

第6条 連合会役員及び専門委員が、次に掲げる用務を行った場合、それぞれ、次の経費を支弁する。また、事務局長または事務局職員が同行する場合は、その宿泊料及び交通費を支弁する。ただし、連合会主催の視察研修、事業等へ出席した場合は、支弁しない。

(1) 連合会主催の会議（総会を除く。）に出席した場合、日当。

(2) 研修その他用務のため市外に出張した場合、交通費及び日当。宿泊を伴う場合、宿泊料。

2 前項に規定する日当、交通費及び宿泊料は、次に掲げる額とする。

- (1) 日 当 1日当たり 4,000円
(2) 宿泊料 1泊につき20,000円を限度とし、これ以内の場合は実費額とする。
(3) 交通費 市外における会議、研修等に出席するため、公共交通機関を一般的かつ経済的な経路で利用した時に要する実費額。

附 則

この細則は、平成7年6月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成12年4月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年4月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年7月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 川越市自治会連合会加入自治会名一覧

支会名	自治会名
第一 (7)	喜多町、志多町、神明町、宮下町1丁目、宮下町2丁目、宮元町、城下・氷川町
第二 (8)	石原町1丁目、石原町2丁目、幸町、未広町1丁目、未広町2丁目、未広町3丁目、仲町、元町2丁目
第三 (10)	上野田町、田町、野田町1丁目、野田町2丁目、東田町、今成1丁目、今成2・3丁目、今成4丁目、小ケ谷、小室町
第四 (9)	大手町、久保町、郭町1丁目、郭町2丁目、三久保町、松江町1丁目、松江町2丁目、元町1丁目、伊佐沼新町
第五 (8)	小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波町3丁目、小仙波町4丁目、小仙波町5丁目、西小仙波町1丁目、西小仙波2丁目、朝日マンション
第六 (5)	新富町1丁目、新富町2丁目、通町、南通町、脇田町
第七 (7)	仙波町1丁目、仙波町2丁目、仙波町3丁目、仙波町4丁目、富士見町、菅原町、大仙波
第八 (3)	岸町1丁目、岸町2丁目、岸町3丁目
第九 (6)	旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、広栄町、脇田新町、脇田本町
第十 (10)	三光町、月吉町、中原町1丁目、中原町2丁目、連雀町、六軒町1丁目、六軒町2丁目、月吉住宅、野田月吉町、パークファミリア
第十一 (6)	新宿町1丁目、新宿町2丁目、新宿町3丁目、新宿町4丁目、新宿町5丁目、新宿町6丁目、
芳野 (13)	北田島、谷中、菅間上、菅間中・下、石田本郷、石田本郷新田、鴨田第1、鴨田第2、鴨田第3、伊佐沼、鹿飼、上老袋、中老袋
古谷 (17)	二ノ関、沼端、宿、堀之内、古川端、黒須、蔵根、古谷本郷上、古谷本郷下、小中居、大中居、高島、八ツ島、下老袋、東本宿、ワンダーランド、グリーンフィールド
南古谷 (26)	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、上久下戸、下久下戸、宮本、萱沼、渋井、古市場、南古谷団地、さくら堤、川越ハイツ、わかば台、木野目藤木、あゆみ、河原町、あすなろ、県営川越今泉団地、ライオンズ第3、アステール川越、県営久下戸住宅、レーベンスクエアサントレッセ、泉、レーベンスクエアコンセルティエ

高 階 (31)	藤間原、藤間上、藤間中、藤間下、藤間東、富士ヶ丘、藤間南、 稲荷町、熊野町、清水町、諏訪町、藤原町、富士見、寺尾第1、寺 尾第2、寺尾第3、寺尾第4、砂新田下、砂新田南、武蔵野、五ツ 又、砂新田1丁目、砂新田若樹、砂新田3丁目、砂第1、砂第2、 砂第3、砂弁天、高砂、新河岸、旭住宅
福 原 (22)	下赤坂上、下赤坂下、大野原、武蔵町、中福南、中福北、上松原、 下松原上、下松原下、今福上、今福下、今福原、霞町、中台元町、 中台、中台南、砂久保、田園ハイツ、中台つつじヶ丘、スカイハイ ツ、今福北、今福団地
山 田 (8)	上寺山、寺山、福田、山田西町、北山田、南山田、府川、石田
名 細 (25)	鯨井、上戸、吉田、みよしの、天沼新田、小堤、小堤区、天金山、 下広谷北、下広谷南、下小坂、平塚、平塚新田、鯨井新田、みどり会、 広谷新町、住友あおい、川越ビレジ、ハイラーク、つくし、 ファミリータウン春日、県営川越小堤団地、市営小堤団地、小堤東 団地、天沼新田グランシア
霞ヶ関 (23)	的場下組、的場中組、的場上組、安比奈新田、大町、芳地戸、新町、 本町、協栄、西部、大笠、上野、倉ヶ谷戸、川越グリーンタウン、 山伝、水久保、かすみ野、フラワリー、笠幡台、 笠幡グリーンパーク、的場1丁目、的場2丁目、花の街
霞ヶ関北 (14)	霞ヶ関北、霞ヶ関東急ニュータウン、霞ヶ関東、霞ヶ関西、みなみ、 的場初雁、伊勢原町1丁目、伊勢原町2丁目、伊勢原町3丁目、 伊勢原町4丁目、グリーン commons 川越、県営川越いせはら団地、 リバーサイド壱番街、伊勢原町5丁目
大 東 (21)	南大塚、向ヶ丘、緑ヶ丘、大塚新田、寿町1丁目、寿町2丁目、 豊田町、豊田本、池辺、大袋、増形、日東町、大袋新田、山城、 高橋、藤倉、猪鼻、かし野台、南台2丁目、南台3丁目、月山
川 鶴 (4)	川鶴、かわつる初雁団地、かわつる三芳野団地、吉田新町

令和5年3月末現在 自治会数283、支会数22

(4) 川越市自治会連合会慶弔及び表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(慶弔の基準)

第2条 連合会は、次の各号に該当する場合に祝金を支給する。

- (1) 自治会の集会施設を新築した場合 祝金 10,000円
- (2) 自治会会長が事故又は病気のため、1ヶ月以上安静加療した場合
見舞金 5,000円
- (3) 自治会会長が死亡した場合 香典 5,000円
- (4) 自治会会長と同居する父、母、又は配偶者が死亡した場合
香典 5,000円

(5) その他連合会会長が必要と認めた場合

(表彰の区分)

第3条 連合会会長は、連合会会則第6条第1項第1号から第4号までに該当する者が役員を退いた場合並びに自治会会長及び自治会副会長がその職を退いた場合で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り市長に表彰を具申する。

2 連合会会長は、自治会会長及び自治会副会長がその職を退いた場合で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り表彰する。

(表彰の基準)

第4条 市長へ表彰の具申をするものは、次の基準による。なお、表彰の対象は、表彰実施の日に川越市の住民基本台帳に記載されている者とする。

- (1) 連合会会長及び副会長は、在職2年以上の場合
- (2) 連合会常任理事及び理事は、在職5年以上の場合
- (3) 自治会会長及び副会長は、次による。ただし、自治会副会長にあっては4年以上在職した者を対象とする。
 - ① 在職2年以上5年未満の場合
 - ② 在職5年以上10年未満の場合
 - ③ 在職10年以上15年未満の場合
 - ④ 在職15年以上20年未満の場合
 - ⑤ 在職20年以上の場合

2 連合会会長表彰は、次の基準による。

- (1) 在職10年以上15年未満の場合
- (2) 在職15年以上20年未満の場合
- (3) 在職20年以上25年未満の場合
- (4) 在職25年以上30年未満の場合
- (5) 在職30年以上の場合

3 第1項の規定にかかわらず、連合会会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(在職年数の計算)

第5条 在職年数は、満年をもって計算する。

附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 川越市自治会連合会慶弔及び表彰規程(昭和45年7月10日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(5) 会員記章の着用

自治会連合会では、会員(自治会会長)の身分を明らかにするとともに、会員としての自覚と品位を保持するため、会員記章を作製しています。

会員記章は、川越市自治会連合会事務局で有償にて頒布しています。

3 自治会と行政

(1) 自治会会員の声を行政に

自治会連合会では、地域の意見を行政に反映するよう、市等からの依頼により、各種審議会や協議会に委員を推薦しています。また、公益な団体等については、その構成員となって共に活動しています。

現在、活動している主なものは、次のとおりです。

(令和5年4月現在)

No.	審議会等	主管課等
1	川越市国民保護協議会	防災危機管理室
2	川越市個人情報保護審議会	総務課
3	川越市同和対策審議会	人権推進課
4	川越市協働事業審査委員会	地域づくり推進課
5	川越市空家等対策協議会	防犯・交通安全課
6	川越市暴力排除推進協議会	防犯・交通安全課
7	川越市交通安全推進協議会	防犯・交通安全課
8	川越市男女共同参画審議会	男女共同参画課
9	小江戸川越マラソン大会役員会	スポーツ振興課
10	小江戸川越マラソン実行委員会	スポーツ振興課
11	川越市スポーツ推進審議会	スポーツ振興課
12	川越市姉妹都市交流委員会	国際文化交流課
13	川越市社会福祉審議会	福祉推進課
14	川越市民生委員推薦会	福祉推進課
15	川越市総合福祉センター運営協議会	障害者福祉課
16	川越市地域包括支援センター等運営協議会	地域包括ケア推進課
17	川越市介護保険事業計画等審議会	地域包括ケア推進課
18	川越市青少年を育てる市民会議	こども育成課
19	川越市医療問題協議会	保健医療推進課
20	川越市国民健康保険運営協議会	国民健康保険課

21	川越市健康づくり推進協議会	健康づくり支援課
22	川越市環境審議会	環境政策課
23	かわごえ環境ネット	環境政策課
24	川越市廃棄物減量等推進審議会	資源循環推進課
25	クリーン川越市民運動推進協議会	資源循環推進課
26	川越市産業振興審議会	産業振興課
27	川越まつり協賛会	観光課
28	小江戸サミット推進委員会	観光課
29	川越市囃子連合会	観光課
30	川越市交通政策審議会	交通政策課
31	川越市公共交通利用促進協議会	交通政策課
32	川越市なぐわし公園連絡会議	公園整備課
33	川越市ホテル等建築審議会	開発指導課
34	川越市上下水道事業経営審議会	総務企画課
35	川越市人権教育推進協議会	地域教育支援課
36	川越市地域子どもサポート本部会議	地域教育支援課
37	川越地区消防組合個人情報保護審議会	川越地区消防組合
38	彩の国コミュニティ協議会	埼玉県共助社会づくり課
39	川越市高齢者市民交通事故防止協議会	埼玉県警交通一課
40	川越防犯協会	川越警察署生活安全課
41	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	川越市社会福祉協議会
42	川越百万灯夏まつり実行委員会	川越商工会議所
43	小江戸川越観光事業実行委員会	小江戸川越観光協会

(2) 要望書の書き方

(市への要望書の様式例)

A 4 横書き

要 望 書		
件 名	(内容を端的に表すもの)	
趣 旨	(要望の内容及び理由)	
年 月 日		
川越市長	〇〇 〇〇	様
川越市〇〇町〇番地〇		
〇〇〇自治会		
会長		〇〇 〇〇 印
(他 〇 名)		

- ※ 署名簿がある場合は添付してください。
- ※ 必要に応じて案内図・図面等を添付してください。
- ※ 用紙はA 4サイズを使用し、横書き、左綴じにしてください。
- ※ 提出先は、広聴課です。

4 自治会からの要望により市が設置するもの

(1) 川越市掲示板の設置管理 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

① 設置

市からの各種情報の提供及び会員相互の情報交換等に役立てる目的で、自治会からの要望を受けて市が予算の範囲内で設置しています。

② 維持管理

掲示物等の日常的な維持管理については、原則として自治会が行い、掲示板の修繕等の維持管理について、修繕の必要がある場合または移設・撤去の必要が生じた場合に市が予算の範囲内で行います。

③ 掲示の基準

ア 市の主催する事業等のポスターについては、主管課から自治会連合会の確認印を得た後、各自治会長に送付し掲示を依頼します。なお、自衛官募集事務は、国から市への法定受託事務となっています。

イ ポスターのサイズは、原則A4判としてください。

ウ 市、県等の後援または協賛があり、自治会会員に有益と認められるものについては、地域づくり推進課にて許可印（下図）を受け、主催者が掲示及び撤去します（掲示期間は1か月間）。

※ 主催者は、先に掲示している掲示期間内のポスターを決して撤去しないでください。

※ 主催者は、掲示したポスターを必ず撤去してください。

エ その他会員相互の情報交換のものは、自治会長の同意を得て各自が掲示及び撤去します。

※ 掲示板は、自治会が維持管理している限られたスペースです。譲り合い、効果的に利用してください。



(2) 防犯灯の設置等（防犯・交通安全課 電話 224-5721）

防犯灯は、電柱や市所有の小柱に設置されている主に10ワットのLED灯であり、夜間の犯罪を予防することを目的として、市と自治会の協働で維持管理をしています。

各自治会には、灯具及び小柱の目視等による確認作業、電気料金の支払いをお願いしています。

防犯灯の新規設置については、各自治会長から提出された申込書に基づき、調

査のうえ、市の予算の範囲内で行っています。また、灯具及び小柱の修繕・移設・撤去についても市で対応しています。

(3) カーブミラーの設置（防犯・交通安全課 電話 224-5721）

カーブミラーは、見通しの悪い交差点等を通行する車両を安全かつ円滑に走行させるために設置しています。

カーブミラーの設置要望は、交通量の増大、住宅開発等による視界を妨げる建築物の増加、交通混雑を避けて生活道路へ進入してくる車両の増加等により年々増え続けており、すべての要望に応えられていないのが現状です。

① 設置できる道路

- ア 公道又は公道に準じた道路であること
- イ 公道から公道へ通り抜けている道路であること
- ウ 通り抜けていない道路にあつては、利用軒数が原則として10軒以上あり、かつ、自動車保有台数が10台以上あること
- エ 特定の施設への出入りのためのものではないこと

② 申請に当たっての注意

- ア 設置場所が住宅等に近接しているときは、あらかじめ了解をとっておいてください。
- イ 幅員の狭い道路にあつては、できるだけ民地に設置できるようご協力ください。その場合土地所有者の了解をとっておいてください。

(4) 児童遊園の設置管理（こども育成課 電話 224-5724）

児童遊園は、市が遊具及びフェンス等の設置、修繕等を行い、自治会長に遊具の日常点検、除草、樹木の剪定等の維持管理をお願いしています。

また、児童遊園の設置については、こども育成課に御相談いただいたうえで、自治会が維持管理を行うこと、面積が330㎡程度であること及び隣接土地所有者の同意が得られていること等を条件に、自治会長の申請により予算の範囲内で行っています。

なお、児童遊園の遊具、フェンス等で増設・修理・撤去希望がありましたら、自治会長から「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」を提出いただき、現地調査の上、予算の範囲内で対応しています。

(5) 市民花壇指定事業（環境政策課 電話 224-5866）

市民花壇指定事業は、花いっぱい運動の一環として実施している事業で、道路

や公園等の公共施設の空きスペースに市民参加型の花壇を設置し、市民に管理していただくことで、市民の緑に関する意識の向上及び緑化の推進を図ることを目的としています。

花壇の設置は、自治会や市民グループ等の団体の申請により市が行い、花壇に必要な花苗や肥料等を、年2回現物支給しています。

5 自治会への報償金・補助金等 (令和5年4月現在)

※注意 補助事業等は、補助主体等の事情により、その内容が変更される場合があります。最新の情報は、市の各担当課へご確認ください。

(1) 自治会会長報償金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

市全体で行う自治会活動に協力し、かつ近隣の複数の自治会と連携し、及び協調し、かつ、広い視野から地域づくりに貢献している、自治会長の活動に対する報償（お礼）として、年2回に分けて支給されます。

- | | (基準額) | (加算額) |
|--------|----------|--------------|
| ① 年額 | 60,000円 | + 130円 × 世帯数 |
| ② 支給時期 | 7月頃と12月頃 | |

(2) 自治会協力報償金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

自治会の市行政への協力に対する報償（お礼）として、年2回に分けて支給されます。

- | | (自治会会員世帯数) | (基準額) | (加算額) |
|--------|------------|---------|------------|
| ① 年額 | 200世帯未満 | 11,000円 | + 180円×世帯数 |
| | 200以上 | | |
| | 300世帯未満 | 22,000円 | + 180円×世帯数 |
| | 300世帯以上 | | |
| | 500世帯未満 | 33,000円 | + 180円×世帯数 |
| | 500世帯以上 | 44,000円 | + 180円×世帯数 |
| ② 支給時期 | 7月頃と12月頃 | | |

(3) 自治会集会所の建設補助金(地域づくり推進課 電話 224-5705)

自治会集会所を新築する場合に補助します。

- ① 補助額 本体工事費用の3/4以内
限度額 1,600万円～2,000万円（世帯数による）
- ② 相談時期 自治会集会所の建設要望があれば、地域づくり推進課に相談してください。
なお、地元の合意形成及び建設資金の確実性が必要になります。
- ③ 交付時期 事業完了後

(4) 自治会集会所の増改築・修繕補助金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

自治会集会所の増改築・修繕をする場合に補助します。

- ① 補助額 事業費の1/2以内 限度額 200万円
- ② 申請時期 必ず着手前に、補助金等交付申請書を提出してください。
(1年度前に「計画書」を集会所施設所有自治会に送付しますので必ず提出してください。
緊急の場合は、必ず着手前に地域づくり推進課に相談してください。万一、申請前に着手された場合、補助は受けられませんのでご注意ください。
- ③ 交付時期 事業完了後

(5) 自治会集会所用地の取得補助金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

自治会集会所建設用地を購入する場合に補助します。

- ① 補助額 事業費(市の査定額)の1/2以内 限度額 700万円
- ② 相談時期 計画段階で相談してください。
- ③ 交付時期 事業完了後

(6) 自治会集会所用地の賃貸借補助金 (地域づくり推進課 電話 224-5705・資産税課 電話 224-5645)

自治会集会所用地を有償で借りている場合に補助します。

- ① 補助額 賃借料の2/3以内 限度額 年50万円以内
- ② 申請時期 1月末日までに申請してください(※3月までの予定分を加味して申請してください)。
- ③ 交付時期 3月頃
- ※ 自治会集会所用地を、土地の所有者から無償で借りている場合には、土地所有者の固定資産税及び都市計画税が減免される場合があります。
詳細は、資産税課土地担当までお問い合わせください。

(7) 自治会会議会場借り上げ補助金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

自治会が、会議のためにその会場を借り上げた場合に補助します。

- ① 補助額 借り上げ料の2/3以内

- 限度額 年2万円以内
- ② 申請時期 1月末日までに申請してください（※3月までの予定分を加味して申請してください）。
- ③ 交付時期 3月頃

(8) コミュニティ助成事業補助金 (地域づくり推進課 電話 224-5705)

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティ活動に助成を行うものです。これにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行っています。

① 助成事業の内容及び助成金

ア 一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に必要な施設や設備の整備

(例) お祭り等の行事の設備(神輿、太鼓、テント等)、机、椅子等

・助成額 100万円～250万円以内

(※埼玉県内で採択件数の上限が毎年変わりますので、審査の結果、助成対象にならない場合もあります。)

イ 自主防災組織育成助成事業

地域の防災活動に必要な施設や設備の整備

(例) 携帯用無線機、可搬式動力ポンプ、給水タンク、発電機等

・助成額 30万円～200万円以内

(※埼玉県内全体で年数件程度の採択となっていますので、審査の結果、助成対象とならない場合もあります。)

ウ コミュニティセンター助成事業

コミュニティセンターの建設・大規模修繕(事業実施主体は認可地縁団体であること)

・助成額 総事業費の5分の3以内 1,500万円限度

(※埼玉県内全体で年数件程度の採択となっていますので、審査の結果、助成対象とならない場合もあります。また、申請時に自治会が法人化されていることが必須となります。なお、他の集会施設整備等補助制度との併用はできません。)

エ 青少年健全育成助成事業

親子が参加できるスポーツ大会等のソフト事業(野球、バレーボール、サッカーを除く)

親子の絆を深めることに寄与するもので、子どもが体験するなど参加型の内容であること

・助成額 30万円～100万円以内

② 申請受付及び交付時期

ア 申請受付 計画段階で市に相談

イ 交付時期 事業実施前または整備完了後
(9) 防犯灯電気料補助金 (防犯・交通安全課 電話 224-5721)

自治会でお支払いいただいた防犯灯に係る電気料金の1/2を限度として、提出された申請書を審査のうえ、市の予算の範囲内で補助しています。

① 年払い自治会 (年一括前払い自治会)

年度当初に、申請書を各自治会長あてに送付しています。

ア 申請時期 電気料金の支払いが完了次第 (領収書が届き次第)

イ 提出書類
・ 防犯灯電気料補助金交付申請書
・ 電気料金領収書
・ お客さまへのお知らせ

ウ 交付時期 提出月の翌月末

② 月払い・半年払い自治会

8月に上期分、1月に下期分の申請書を各自治会長あてに送付しています。

ア 申請時期 9月：上期分 (4月～9月分の電気料金)

2月：下期分 (10月～3月分の電気料金)

イ 提出書類
・ 防犯灯電気料補助金交付申請書
・ 市で指定した月の電気料金領収書
・ (お客さまへのお知らせ) ※半年払い自治会のみ

ウ 交付時期 提出月の翌月末

(10) 町内体育祭補助金 (スポーツ振興課 電話 224-6094)

自治会等が、地域スポーツの振興と住民相互の親睦や健康福祉の増進を図るため、町内体育祭を開催した場合に補助します。

① 補助額	参加自治会数	1～2	20,000円
		3～4	30,000円
		5～9	50,000円
		10以上	70,000円

② 申請時期 体育祭実施の1か月前までに提出してください。

③ 交付時期 随時

(11) 市民ラジオ体操会実施報奨金 (スポーツ振興課 電話 224-6094)

市民の健康づくりのための意識の高揚を図るため、スポーツ推進委員、体育協力員、公民館、青少年健全育成推進員、子ども会育成会等の協力により、小学校の夏休み期間中10日以上開催した自治会に対し、実施報奨金を支給しています。

① 開催する場合 開催申請書を提出してください。

② 実施報奨金 自治会内世帯数 ～ 99世帯 7,000円
100～199世帯 8,000円

200～299世帯 9,000円
以後、100世帯増すごとに1,000円加算

- ③ 交付時期 事業完了後

(12) 集団回収事業報償金（資源循環推進課 電話 239-6267）

集団回収とは、自治会、子ども会、PTA、老人クラブ等が、地域の自主活動として、各家庭の協力により紙類、布類、アルミ缶、びん類等を、日時を決めて一定の場所に集め、集団回収事業協力業者に引き渡すリサイクル活動です。

市では、ごみの減量化・資源化や地域コミュニティの活性化のため、昭和58年から集団回収事業報償金制度を開始し、この活動を支援しています。

制度について

- ① 活動を始めたい団体は、市に団体登録してください。
- ② 回収量に応じて、市から報償金を交付します。
- ③ 報償金額 回収量1kgにつき 6円

(13) 公園美化活動奨励金（公園整備課 電話 224-5965）

都市公園（児童遊園、広場等を除く）の清掃・除草・緑化等の活動を地域の皆様に行っていただくことにより、公園をより身近なものとして大切に利用していただくとともに、地域コミュニティの推進を図ることを目的に、昭和57年度からスタートしました。現在、自治会、老人会、子ども会等が主体となった「公園美化活動推進会」により美化活動を実施していただいております。

- ① 推進会の設立を希望する場合は、6人以上で組織し届け出てください。
- ② 美化活動は、1年度内に「清掃活動」「除草活動」等の活動を行っていただきます。
- ③ 推進会には、公園の規模により奨励金が交付されます。

500㎡未満	年額	18,000円
500㎡以上 1,000㎡未満	年額	23,000円
1,000㎡以上 1,500㎡未満	年額	29,000円
1,500㎡以上 2,000㎡未満	年額	35,000円
2,000㎡以上 2,500㎡未満	年額	40,000円
2,500㎡以上 5,000㎡未満	年額	46,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	年額	52,000円
10,000㎡以上	年額	58,000円

6 市からの依頼事項等（主なもの）

【委員等の推薦】

(1) 体育協力員（隔年）（スポーツ振興課 電話 224-6094）

地域住民のスポーツの振興や、学校、公民館、自治会等の行うスポーツ行事または事業に協力していただける人を、体育協力員として各自治会5名程度、隔年で選任していただいています。

この体育協力員の中から、各小学校区ごとスポーツ推進委員が選任され、市の非常勤特別職として市長から委嘱されます。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員（3年ごと） （福祉推進課 電話 224-5769）

民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉を担うボランティアです。民生委員・児童委員の活動が地域に根付いたものであること、地域との協力が欠かせないことから、地域の代表者である自治会長に推薦をお願いしています。

主任児童委員は、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当しています。地区全体を担当するため、支会長に推薦をお願いしています。任期は3年で、委員の定数は、民生委員・児童委員463名、主任児童委員47名、合計510名です。

民生委員・児童委員は概ね自治会区域ごと300～400世帯に1人、主任児童委員は地区民児協の規模により2～3人配置されています。

※ 地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）

市内22地区に地区民児協が組織され、毎月1回定例会を開催し、委員同士の情報交換や勉強会を行っています。

また、地区社協とも連携しながら地域福祉の推進を図っています。

(3) 青少年育成推進員（隔年）（こども育成課 電話 224-5724）

青少年を育てる地区会議において、地域の実情に合った青少年健全育成活動を地域住民の中心となつて行うのが青少年育成推進員です。

青少年育成推進員は、地区会議で概ね10人から活動に必要な人数を自治会長に推薦していただき、青少年を育てる市民会議会長が委嘱します。任期は2年です。

家庭、学校を包み込む「地域」において青少年の健全育成を推進するために、

若者たちの相談相手となって助言と方向性を与えたり、グループ活動を進めたり、趣味やスポーツの指導をしたり、健全な市民としての意識を自覚させたりする実践的な活動をしています。

また、少年の街頭補導等を行う少年補導員は、この青少年育成推進員の中から青少年を育てる地区会議会長が推薦し、市長が委嘱することとなっています。

(4) 保健推進員(隔年)(健康づくり支援課 電話 229-4121)

保健推進員は、行政と協働して市民の健康づくりの推進に協力していただける人を各支会から推薦していただき市長が委嘱します。任期は2年です。

保健推進員の数は、3,000世帯までは2名、それ以上は概ね1,500世帯ごとに1名増員します。

市では、「健康かわごえ推進プラン」のもと、健康寿命の延伸のための健康づくりに取り組んでいます。その推進役として、健康に関する正しい知識を学び、地区担当保健師等と連携を図りながら、正しい健康情報の発信等を地域で行っていただいています。

(5) かわごえ環境推進員(隔年) (資源循環推進課 電話 239-6267)

かわごえ環境推進員は、自治会長の推薦に基づき市長が委嘱します。その任期は、2年です。

推進員の数は、各自治会単位で300世帯まで2名、その後300世帯増えるごとに1名増え、最高で7名が選出され、その中から互選により1名が代表推進員として地域内の推進員の統括と連絡調整に当たっています。

この制度は、平成14年度からリサイクル推進員の拡充と衛生委員制度の見直しにより始まりました。推進員の方には、地域のリーダーとして、ごみの減量・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導、集団回収の促進、地域の環境美化活動を地域の実情に合わせて行っていただきます。

(6) 投票立会人(選挙毎) (選挙管理委員会事務局 電話 224-6120)

選挙日の各投票所の投票立会人は、自治会長に推薦していただき、選挙管理委員会委員長が選任します。

投票所の投票立会人は、国政選挙及び地方選挙において、選挙人全体の代表として、投票所の責任者である投票管理者のもとにおいて投票事務の執行を監視することにより、選挙の公正確保に努めていただくこととなっています。

【募金等】

(7) 日赤活動資金募集（福祉推進課 電話 224-5769）

① 目的

日本赤十字社は、赤十字の理念である人道支援に基づき、国際活動や災害時の医療救護活動、救援物資の配付をはじめ、平時には救急法等の講習やボランティア活動等の様々な事業を実施しています。

これらの事業を円滑に継続していくため、赤十字社創立の月に当たる5月を赤十字運動月間として「赤十字会員増強運動」を行い、活動資金を募集しています。

② 方法

自治会を通して、各家庭への周知と活動資金の取りまとめ等をお願いしています。

(8) 緑の募金（家庭募金）（環境政策課 電話 224-5866）

① 募金の目的

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施するものです。公益社団法人埼玉県緑化推進委員会が実施主体となり、川越市では毎年5月に「緑の募金（家庭募金）」を実施しています。

公共施設等の緑化事業・緑の少年団の育成等の緑化運動を推進し、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かな郷土埼玉づくりに寄与することを目的としています。

川越市は、この募金の交付金を活用し、学校等公共施設の緑化や自治会館等の緑化を行っています。

② 募金の方法

自治会を通して、各家庭から募金を集めています。

自治会には、募金の取りまとめ等をお願いしています。

【その他】

(9) 各種防災事業への参加（防災危機管理室 電話 224-5554）

東日本大震災等を踏まえ、震災対策強化のため、地域住民、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携を図りつつ、防災意識の普及と防災行動力の充実を図ることを目的として、防災訓練や防災講話等各種防災事業を実施しています。

自治会会員には、正しい防災知識と的確な行動を身につけていただくため、これら各種防災事業に参加をお願いしています。

(10) 自主防災組織の結成促進(防災危機管理室 電話 224-5554)

自主防災組織は、防災に関して、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、自主的に結成する組織です。

川越市は、災害の少ない所とされていますが、関東大震災級の大地震に見舞われた場合、同時多発的に災害が発生し、市や防災関係機関も十分な対応ができなくなるのが予想されます。

災害から身を守り、被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが防災意識を高め、地域ぐるみで協力する自主防災組織が必要です。

※ 自主防災組織の結成については、防災危機管理室までお問い合わせください。

(11) 青少年を育てる地区会議(こども育成課 電話 224-5724)

川越市民憲章の精神にのっとり、広く市民の総意を結集し、国・県及び市の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的として、青少年を育てる市民会議が設けられています。

青少年を育てる地区会議は、この市民会議の中に地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進するために置かれた組織で、22の地区(自治会支会に同じ)にあり、地域内にある青少年育成に係る機関・団体(自治会・校区PTA等)及び青少年育成推進員により構成されています。

広く地域住民の総意を結集し、市及び市民会議の施策に呼応して、地域の実情に合った次に掲げる事業を行います。

- ① 地域住民に対する啓発活動
- ② 社会環境浄化を図るための活動
- ③ 青少年団体・グループ活動の援助
- ④ 明るい家庭づくりの促進
- ⑤ 諸機関及び団体との連携活動
- ⑥ その他会議の目的を達成するための事業

(12) アメリカシロヒトリ防除機械貸付け及び薬剤交付 (環境政策課 電話 224-5866)

アメリカシロヒトリの防除を、自治会等が共同で行おうとする場合に、防除機械の貸付け及び防除用薬剤を交付し、その活用を図るものです。

事前に申請書を提出していただき、搬送は各自治会でお願いします。

(13) クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動） （資源循環推進課 電話 239-6267）

クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）は、公共の場の快適な環境づくりを進めるため、道路や公園・河川等に散乱しているごみや空き缶を拾う美化清掃活動です。春と秋の年2回、市内全域のそれぞれの地域で清掃活動が実施されています。

また、この運動は、美化清掃活動の体験を通じて市民としての誇りと自覚を身につけるとともに、ごみを投げ捨てない心を育て、ごみの落ちていない美しいまちにしていくための運動でもあります。

清掃活動で使用するごみ袋（可燃、不燃）は、資源循環推進課及び各市民センターに用意しています。

(14) 地域のごみ処理（収集管理課 電話 239-5058）

自治会、老人会、子ども会等で実施する地域の清掃活動等に伴って回収された「ごみ」については、自治会長または団体代表者が申請することにより、市で処理をします。

なお、収集までの期間は1週間程度の猶予をお願いします。

(15) ごみ集積所の新設・移動・廃止（収集管理課 電話 239-5058）

ごみ集積所を新しく設置しようとするとき・移動するとき・廃止するときは、申請書に必要事項を記入し、収集管理課へ届け出ることになります。なお、申請に当たっては、地域の環境衛生と集積所の管理責任を明確にするため、以下の点に留意されますようお願いします。

- ① 申請書へは自治会長及び管理責任者が連名で署名押印してください。
- ② 申請書の排出者記入欄は利用者全員の署名押印が必要です。
- ③ 申請書が提出された後、現地調査や車両等の手続きを行うため、実際の収集までには10日程度かかります。
- ④ 申請書の提出は各市民センターでも可能です。

(16) 回覧（関係各課等）

市や警察等では、講演会やコンサート、その他自治会会員に有益と思われる情報やご協力をいただきたい事項、また配布物等については、川越市自治会連合会との協議により、次の基準により自治会長を通じて依頼しています。

- ① 市が自治会に依頼する回覧の基準
ア 全市民を対象とする情報

全市民に係る情報を提供する場合には、「広報川越」によることを基本としますが、次の場合においては回覧を利用することとします。

- ・ 市と自治会が協力して実施する事業等、自治会活動に密接な関係がある情報を提供する場合（例：地域の環境衛生、自主防犯・自主防災等）
- ・ 市民の健康や福祉に関する情報等、重ねてこれを提供し周知する必要がある場合（例：予防接種や検診のお知らせ等）
- ・ 急に周知する必要がある場合（例：犯罪や災害に関する情報等）

イ ある一定の地域の市民を対象とする情報

ある一定の地域の市民に特に影響し、または有益な情報で、その対象地域が狭く広報紙によることが不適當である場合は、自治会回覧を利用することとします。

- ・ 工事や交通規制等、ある一定地域の市民に影響がある事項についてお知らせする場合
- ・ 学校教育や公民館事業等、地域と連携・協力して取り組んでいくため、情報の共有化が必要な場合（例：学校だより、公民館だより等）

② 市が自治会に回覧を依頼する際の実施手順

ア 回覧を依頼する課等は、「回覧の対象自治会」・「回覧の理由」及び「広報紙、ホームページ等他の媒体による情報提供の対応」を明示し、自治会連合会事務局の承認（※決裁文書への地域づくり推進課長及び自治振興担当リーダーの合議）を得ます。

イ 依頼課等は、必ず回覧物上部に「**回覧**」の表示をします。

ウ 回覧等の依頼文書は毎月第1・第3水曜日発送とします。ただし、緊急を要する場合は例外とします。

エ 自治会長への依頼文書には、必ず自治会連合会事務局の「**確認印**」（下図）を押印するものとします。



オ 緊急を要するものは、自治会連合会事務局と協議のうえ、依頼文書に「**緊急**」の表示をします。

カ 自治会長にポスターの掲示を依頼する場合、掲示板のスペースに限りがありますので、大きさは原則A4判にします。

キ 支会長に依頼する場合は、関係文書を自治会の数だけ同封します。



(17) 自治会長に同意を求めること等

(建設管理課 電話 224-5987)

道路・水路等の払い下げや付替交換を希望する方が、その申請を行うに当たり、用途廃止や払い下げ等について、自治会長にご意見を伺っています。

これは、自治会長が地域の事情に詳しいことから、日常生活への影響等の有無について確認し、払い下げ等の参考にするためのものです。

地域として影響等がない場合には、同意書の提出にご協力をいただいています。

また、水路等については、同様に、地元の水利組合の組合長に同意をお願いしていますが、水利組合が存在しない場合には、自治会長に同意をお願いしています。

(産業廃棄物指導課 電話 239-7007)

産業廃棄物の処理施設の設置等を計画する事業者が、許可申請を行うに当たり、事業者と周辺住民の合意形成を図るため、事前に説明会を開催し、事業者と近隣の自治会が生活環境保全協定を締結しています。説明会開催や協定締結の際に、事業者が自治会長へ協力をお願いすることがあります。

(地域包括ケア推進課 電話 224-6087)

介護予防事業の一環として、高齢者を対象に「いもっこ体操教室」を地域包括支援センターに委託して実施しています。

また、教室終了後も定期的に集まってこの体操を継続し、併せてレクリエーション等で参加者同士の交流を図る「自主グループ活動」を自治会館で行っています。ご協力をお願いします。

7 地区社会福祉協議会 (川越市社会福祉協議会 電話 225-5703)

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動

地区社協は、22の市自治会連合会支会単位に設置され、自治会長を中心に民生児童委員、老人クラブ、ボランティア等の福祉関係者によって構成されています。

地区社協は、地域住民ニーズに応じた福祉活動を行うため、次の事業を実施しています。

(地区社協事業)

- ① 高齢者福祉
- ② 障害児者福祉
- ③ 児童福祉
- ④ 低所得者世帯福祉
- ⑤ 地区社協だよりの発行
- ⑥ 各種団体助成事業
- ⑦ 戦没者追悼式事業
- ⑧ その他、福祉関連事業

(川越市社会福祉協議会からの依頼事業)

① 川越市社会福祉協議会会員募集

会員とは、各福祉関係機関と協力し川越の様々な福祉課題の解決に取り組む川越市社会福祉協議会の活動に理解・賛同し、財政面でも支援していただく住民の方々をいいます。集められた会費の約70%は、地区社協に還元金や助成金として配分されています。

② 各種募金活動（赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金等）

埼玉県共同募金会川越市支会の事務局として、赤い羽根募金運動や地域歳末たすけあい募金運動等、埼玉県共同募金会が定める諸計画に基づく事業を行っています。

③ 在宅高齢者等給食サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等に給食サービスを実施することにより、食生活の改善を通じてその健康保持を図り、在宅での生活を支援し、住みよい福祉のまちづくりを築くことを目的としています。

④ 世代間交流事業

人間関係が希薄になりがちな地域住民が、世代間交流を通してお互いにふれあうことで、理解と思いやりの心を醸成し、住みよい福祉のまちづくりを目的としています。

⑤ 友愛訪問事業

地域の中で孤立しがちな高齢者や障害者に対して、ボランティアや近隣住民が訪問活動を行うことにより、温かい人間関係を築き共に生きるコミュニティづくりを目的としています。

⑥ 地区別福祉懇談会

地区社協を中心に自治会をはじめ、各種団体、住民などにより、各地区における福祉に関する問題の把握及びその解決策を話し合う福祉懇談会を開催しています。

⑦ 福祉協力員等事業

福祉協力員及びボランティアの育成を行うと共に、福祉協力員を登録し、日常的な見守り活動と地域福祉支援体制づくりを推進することにより、地域福祉の更なる充実を図ることを目的としています。

⑧ 緊急連絡カード事業

一人暮らし高齢者等が、緊急事態の場合、民生委員が迅速に近親者と連絡がとれるように緊急連絡カードを配布しています。

⑨ 一人暮らし高齢者集い事業

一人暮らし高齢者と地域住民が一堂に会し、日常生活や健康問題などを気軽に話し合い、温かな人間関係とふれあいの機会を作ることなどを目的としています。

⑩ プラン事業

地区別福祉プランに基づき、自主的に取り組む地域に密着した地域福祉活動を進めることを目的としています。

(2) 地区社協の活動財源

川越市社会福祉協議会では、地区社協が地域と密着した福祉団体として活動できるよう地区社協活動に、次の助成をしています。

地区の世帯数を基本に算出した一般助成金、地区社協の実績にもとづいた社協会費の還元金、赤い羽根共同募金配分金及び赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金の事務費があります。

また、それぞれの地区社協事業に対し助成金を交付しています。

8 地域における防犯推進

(1) 川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制 (防犯・交通安全課 電話 224-5721)

埼玉県の刑法犯認知件数は、平成16年に過去最高となる約18万件に達し、川越市においても、平成16年に過去最高となる9,519件となりました。

こうした状況の中、川越市では「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定し、犯罪情勢に応じて改定しながら、行政及び警察が防犯のまちづくりへの各種取り組みをより一層強化するとともに、コミュニティ活動の中心的役割を担っている自治会、川越市自治会連合会や、地域の事業者等の協働により、「みんなで作ろう 小江戸川越 防犯のまち」を合言葉として防犯推進体制を整備・促進することにより、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを着々と進めてきました。

令和元年度には、月1回以上の自主防犯活動に取り組んでいる自治会等の自主防犯活動団体が338団体となり、市民総ぐるみによる防犯のまちづくりの取組とともに本市の刑法犯認知件数は着実に減少し、令和元年の刑法犯認知件数は2,619件となりました。

しかし、依然として高齢者を狙った特殊詐欺被害や住宅を対象とする侵入盗被害は多発しており、防犯に対する意識が低い個人や世帯が犯罪被害にあっているものと推測されます。

今後はこれまで以上に市民一人ひとりの防犯意識を高揚させ、個人や世帯における自主防犯対策を強化・促進していくことが重要であり、行政・警察と自治会を中心とした関係団体等が緊密に連携し、それぞれの特性を活かし、市民の防犯意識を高揚させる各種取り組みを推進していく必要があります。

(2) 地域防犯推進委員 (川越防犯協会 電話 224-0110 川越警察署内)

地域防犯推進委員は、「地域の安全は地域で守る」という意識の下、川越防犯協会会長並びに川越警察署長から委嘱を受けた地域の皆さんを代表する民間ボランティアで、誠意をもって親切に活動でき、秘密を守ることのできる方です。

市や警察、川越防犯協会を始め、関係機関・団体と連携しながら皆さんの身近なところで発生する事件・事故の未然防止活動を行っています。また、地域防犯推進委員は「川越地域安全推進連絡協議会運営要綱（平成7年制定）」において

- ① 地域防犯推進委員は、自治会ごとに概ね150世帯に一人の割合で選出し、自治会長が班長となる。
- ② 推進委員の任期は2年とし、班長（自治会長）が任期の途中、自治会長職を離任した場合は次の自治会長が残任期間を引き継ぎ、また、班長以外の推進委員が任期の途中離任した場合は、自治会長が新たな推進委員を推薦し、委嘱された者が任期を引き継ぐものとする。

と定められています。

なお、川越防犯協会では、地域防犯推進委員に委嘱された方へ、帽子や表示板の貸与、活動保険の加入及び広報車両の貸出しを行っています。

(3) 地域における自主防犯活動 (防犯・交通安全課 電話 224-5721)

近所づきあいの防犯効果

近所づきあいが盛んな地域では、空き巣などの侵入盗犯の多くが犯行をあきらめるといふ事実が知られています。住民同士が顔見知りで、見知らぬ人間に注意を払えることが、犯罪者を遠ざけるのです。

あなたの暮らす地域はいかがですか？もし、近所づきあいが希薄だなと感じていたら……。まずは、あいさつから始めてみてはいかがでしょうか。つきあいの輪が広がると同時に防犯にもつながる、一石二鳥の取り組みです。

増やそう！防犯の「目」 ～チョコ防（ちょこつと防犯）しませんか？～

「防犯」は、毎日の気配りから。日常的な活動の中に防犯の視点をプラスしましょう。

- ① 声かけ・あいさつ運動
- ② 花いっぱい運動
- ③ ながらパトロール運動（買物しながら・・・犬の散歩をしながら・・・）
- ④ 違反広告物撤去（ビラはがし） ※市への登録が必要です。
- ⑤ 夜間の門灯一斉点灯

(4) 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービス (防犯・交通安全課 電話 224-5721)

川越市では、防犯のまちづくり推進事業の一環として、防犯対策、犯罪発生及び不審者出没等の情報を、あらかじめ登録していただいた市民・事業所・関係団体の方々の携帯電話・スマートフォンやパソコンへ、Eメールでお届けするサービスを実施しています。

① 提供する情報

主に川越市防犯のまちづくりに関する情報、川越警察署等の関係機関から市役所防犯・交通安全課へ寄せられた、不審者・ひったくり・特殊詐欺、行方不明者に関する情報等

※ 情報内容は、個人(被害者)のプライバシーを保護しています。

② 提供する時間帯

原則、市役所が開庁している時間帯（8時30分～17時15分）

※ 土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く

③ 登録方法

メール配信サービスをご希望の方は、携帯電話・スマートフォンまたはパソコンから次の仮登録用アドレスへ空メールを送信してください。

kawagoe_ml@sg-m.jp

QRコード対応のスマートフォン・携帯電話は空メール送信できます。



※ 登録料及び情報料は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信等にかかる費用は、利用者の負担になります。詳しくは、川越市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

(5) 緊急時は・・・

**い(1)ち早く い(1)そがず れい(0)静に
事件や不審者を見かけたら…どの電話からも110だけでつながります。**

110番するときの重要なポイント

① **事件ですか、事故ですか？**

「どろぼうの被害にあった。」「交通事故にあった。」などと、事件なのか、事故なのか、簡単にお話してください。

② **いつごろですか？**

「今から〇分前」、「〇時〇分頃」、などと、事件や事故の発生した時刻をお話してください。

③ **場所はどこですか？**

「市町村名」、「所在地」、「目印」など、事件や事故が発生した場所をお話してください。

④ **犯人を見ましたか？**

「犯人の人数」、「年齢」、「服の色」、「凶器の種類」、「逃げた方向や乗り物」などを、警察官の指示に従ってお話してください。

⑤ **現場はどうなっていますか？**

「けが人の有無」、「被害の状況」などを、警察官の指示に従ってお話してください。

⑥ **あなたの事を教えてください**

あなたの住所とお名前、自宅の電話番号、又は使っている携帯電話番号を教えてください。

緊急時以外の相談は…**悩むよりかけて安心 #9110**

◎聴覚に障害のある方、又は言葉が話せない方はご利用ください。

メール110番 <http://saitama110.jp>

FAX110番 0120-264-110(ふあつくすでむすぶしんらい110番)

(6) 防犯等に関する相談窓口

- ① 警察に関する各種相談（緊急性のないもの・問い合わせ）は・・・
 - ・ けいさつ総合相談センター TEL048-822-9110 または#9110(プッシュホン)
 - ・ 川越警察署 TEL224-0110
- ② 川越市の防犯推進施策・空き家の適切な管理に関するお問い合わせは・・・
 - ・ 川越市防犯・交通安全課 TEL224-5721 (防犯推進担当・空家対策担当)
- ③ 地域防犯推進委員に関するお問い合わせは・・・
 - ・ 川越防犯協会 TEL224-0110 (川越警察署生活安全課内)
- ④ 悪質商法・架空請求等に関する相談は・・・
 - ・ 埼玉県消費生活支援センター(川口) TEL048-261-0999
 - ・ 川越市消費生活センター TEL224-6162
- ⑤ 暴力団問題に関する相談は・・・
 - ・ (公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター TEL048-834-2140
 - ・ 川越警察署 TEL224-0110
- ⑥ 犯罪被害者支援に関する相談は・・・
 - ・ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター TEL048-862-0001
 - ・ 川越市役所防犯・交通安全課 TEL224-5721 (防犯推進担当)

66 ページに警察関係所在地・電話番号を掲載しています。

9 地縁による団体（自治会）の法人化 （地域づくり推進課 電話 224-5705）

(1) 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された自治会等の団体を指します。

(2) 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的

地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置づけられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

例えば・・・

- ・ 登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じた。
- ・ 複数人名義で登記したが、死亡により相続人が特定できなくなった。
- ・ 登記名義人の債権者が不動産を差押え、競売してしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。市の認可により法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。

(3) 認可申請手続

① 申請できる団体

制度の対象となる団体は区域の全住民が加入することのできる自治会等の団体に限られます。そのため、年齢や性別等の条件が必要な老人会・青年団・婦人会等や特定の活動のみを目的としたスポーツクラブや伝統芸能保存会等の団体は、地縁による団体に該当しないため、申請を行うことはできません。

また、制度の目的上、団体が不動産又は不動産に関する権利等を「保有している」または「近い将来確実に保有する予定がある」ことが認可申請をする前提条件となります。

② 認可の要件

認可を受けるためには以下の4つの要件を満たす必要があります。なお、認可の後に以下の要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段によ

り認可を受けたときは、認可取消しとなります。

ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

イ 団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

ウ 区域の全住民が構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること

エ 規約を定めていること ※60ページに規約例あり

③ 認可手続の流れ

ア 事前準備

- ・ 規約の整備や運営、書類の作成等を地域づくり推進課に相談
- ・ 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、地縁団体名義への変更の同意取得等

イ 総会の開催

【協議事項】

- ・ 規約の承認
- ・ 代表者の選出
- ・ 保有（予定）資産の確定
- ・ 認可申請することの議決
- ・ 構成員の確定

ウ 申請

【提出書類】

- ・ 認可申請書（様式第1号）
- ・ 総会議事録
- ・ 保有（予定）資産目録（様式第2・3号）
- ・ 総会資料
- ・ 規約※60ページに例あり
- ・ 構成員名簿
- ・ 代表者の就任承諾書

エ 審査

- ・ 認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可又は不認可を決定

オ 認可・告示

- ・ 市の認可により、法人格を取得
- ・ 告示により、認可地縁団体としての効力が発生

カ 印鑑登録

- ・ 団体の印鑑登録

キ 証明書の発行

- ・ 告示事項証明書（不動産登記に必要）
- ・ 印鑑登録証明書の発行（同上）

ク 法務局にて不動産の登記

※ より詳細な手続きについては、地域づくり推進課自治振興担当にお問い合わせください。

(4) 認可後の地縁団体

認可の有無にかかわらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意

思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的
位置づけが変わり、権利能力を有することとなります。同時に、認可を受けた団
体として義務が発生します。

(5) 法人市民税に関する手続

法人認可後、地縁による団体は市民税課に設立の届出を行う必要があります。

また、地縁による団体は法人市民税が原則として課税されます。ただし、税法
上の収益事業を行っていない場合、減免となります。

※ 設立の届出に関する書類、法人市民税の申告及び減免申請等については、市
民税課税制担当（電話 224-5637）にお問合せください。

10 参考

(1) 市について

市章



〔明治45年5月11日制定〕

中央に川越市の「川」を置き、周囲にカタカナの「コエ」を配して「川越」を象徴している。

市制施行

大正11年12月1日、入間郡川越町と入間郡仙波村が合併、埼玉県内初の市制を施行し、「川越市」となる。

境界変更

昭和14年12月1日、川越市が入間郡田面沢村と合併する。

昭和30年4月1日、川越市が入間郡芳野村、古谷村、南古谷村、高階村、福原村、山田村、名細村、霞ヶ関村及び大東村、計9ヶ村と合併し、今日に至る。

(2) 川越市自治組織の変遷

年 月	で き ご と
明治 22 年 4 月	町村制施行に伴い、町に町内会、村に区制ができる。
大正 11 年 12 月	市制施行
大正 12 年 12 月	市は、区設置規程を定め、市内を 34 区に分け、区長、区長代理者を置き、報酬を支給する。
昭和 2 年 12 月	区設置規程を一部改正、34 区から 35 区とする。
昭和 14 年 12 月	区設置規程を一部改正、35 区から 39 区とする。
昭和 19 年 2 月	区設置規程を一部改正、報酬に関する条項を削除、無報酬とする。
昭和 21 年 9 月	区設置規程を一部改正、39 区から 41 区とする。
昭和 30 年 4 月	川越市、近隣 9 か村合併。市は、行政事務の円滑なる運営を期すため、支所管内区長及び区長代理者設置規程を定め、市長が委嘱する。これで市内全域に区長制度ができる。
昭和 37 年 2 月	市は、川越市自治協力員設置規程を定める。自治協力員は町内にあっては町内会長、出張所地区にあっては 1 地区 2 名の代表者をもって充て、市長がこれを委嘱する。 (任務・広報紙の配付、通知の伝達、調査等)
昭和 39 年 1 月	自治協力員設置規程の一部を改正、「自治協力員は町内会長及び区長をもって充て、市長がこれを委嘱する」とする。
昭和 43 年 2 月	川越市自治協議会発足。市及び自治協力員で組織し、本庁管内を第 1 部会 (10 支会)、出張所管内を第 2 部会 (10 支会) とする。
昭和 43 年 8 月	町及び区を単位としない自治組織 (自治会) の設立が目立ち、自治協力員設置規程の一部を改正、「自治協力員は、町内会長、区長及び自治会長等をもって充て、市長がこれを委嘱する」とする。

昭和45年 4月	市は、自治会会長・副会長設置規程を定め、市長委嘱の非常勤特別職とする。(支所管内区長及び区長代理者設置規程、自治協力員設置規程廃止)
昭和45年 7月	川越市自治協議会、会則を変更、「市及び自治協力員で組織し」を「市及び自治会会長をもって組織し」に改める。
昭和46年 4月	川越市自治会会長・副会長設置規程を廃止、同時に市長委嘱の非常勤特別職制度も廃止する。 川越市自治会等に対する報償金支給規程を定める。
昭和47年 2月	川越市自治連合会発足。自治会会長及び市助役をもって組織する。(川越市自治協議会廃止)
昭和56年 4月	川越市自治会に対する報償金支給要綱を定める。 (川越市自治会等に対する報償金支給規程廃止)
昭和59年 5月	川越市自治会連合会発足。自治会をもって組織し、自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (川越市自治連合会廃止)
昭和60年 7月	自治会連合会30周年記念式典開催(市民会館)
平成 4年 6月	市制施行70周年記念事業として、市立博物館前に、市の木である「かし」を植樹
平成 6年 4月	名細支会の3自治会及び霞ヶ関支会の2自治会をもって「川鶴支会」を結成。21支会となる。
平成 9年 4月	埼玉県自治会連合会へ加入
平成11年 4月	第8支会から新宿町の6自治会が分離独立し、「第11支会」を結成。22支会となる。
平成16年10月	川越市自主防災会連絡会設立
平成17年11月	川越市自治会連合会結成50周年記念式典開催 (市民会館)
平成20年 4月	埼玉県自治会連合会解散

平成21年 6月	川越市自治会連合会ホームページ開設
平成22年 6月	全国自治会連合会（事務局 岡山市）に加入
平成24年 8月	川越市市制施行90周年記念事業 「34万！絆で祝って90周年」募金
平成24年 9月	川越市市制施行90周年記念事業 「がんばろう東日本復興応援団！ 東北秋の味覚まつり サンマを食べて広げよう！支援の輪」実施
平成25年10月	平成25年度全国自治会連合会埼玉県川越大会開催 (市民会館)
平成26年7・8月	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部、及び (公社)全日本不動産協会埼玉県本部川越支部との間で、 「自治会の加入促進に関する三者協定」に調印
平成27年 9月	菓子屋横丁火災義援金贈呈 1,158万3,618円
平成27年11月	川越市自治会連合会結成60周年記念式典開催 (ウェスタ川越)
平成28年 2月	川越警察署、川越市との間で、「川越市犯罪情報の住民提供 に関する三者協定」を締結
平成28年 7月	熊本地震災害義援金送金 2,676万299円
平成29年 7月	国土交通大臣へ「荒川堤防かさ上げ及びJR川越線橋梁 架替に関する要望書」を提出
平成30年 1月	台風第21号による浸水被害に係る義援金を市へ贈呈 1,449万5,638円
平成30年11月	平成30年7月豪雨災害義援金送金 2,174万5,472円
令和元年 7月	市へ「民生委員・児童委員の年齢制限の緩和に関する要 望書」を提出
令和2年 1月	令和元年台風第19号（東日本台風）義援金を市へ贈呈 1,891万2,916円

(3) 自治会加入促進チラシ (例)

多言語 (英語・中国語・ハングル・ベトナム語) のチラシも市で作成しています。

自治会に入ろう！

あなたがお住まいの地域は _____ 自治会です。
自治会とは、近くに住む皆さんで運営している団体で、市と協力しながら明るく住みよいまちづくりをしています。

<自治会がしていること>

☆たのしい☆

自治会では、まつりや運動会などの楽しいイベントを開催しています。また、皆さんが仲良く暮らせるコミュニティづくりもしています。

☆きれい☆

自治会は、公園や道路の清掃、ごみ置き場の管理など、住みよいまちづくりをしています。

☆お知らせ☆

自治会は、市や学校からのお知らせなど、皆さんの生活に大切なお知らせをします。

☆あんしん☆

自治会は、子どもたちを見守り、安全に暮らせるようパトロールをしています。夜の道を明るくする防犯灯の管理もしています。また、災害が起ころうとしてもあわてないよう訓練などもしています。

これらの活動は皆さんが払われた自治会費で賄われています。
会費は、年額 _____ 円です。(月額 _____ 円です。)
皆さんが自治会にはいつてくださるのを心からお待ちしています。

加入方法等については、お住まいの地域の自治会にお尋ねください。自治会の連絡先がわからない場合は、川越市地域づくり推進課におたずねください。

【問合せ先】川越市地域づくり推進課 電話:224-5705 FAX:224-6705
Eメール:chiikidukuri@city.kawagoe.saitama.jp

.....きりとり.....

自治会入会申込書

自治会長

世帯主のお名前	御住所
	川越市

(4) 自治会設立趣意書（例）

自治会設立趣意書

私たちのまちを、明るく住みよい生活環境にするために自治会を結成しましょう。

私たちの身のまわりの問題を、みんなで力を合わせ一つひとつ解決してまいりましょう。

1. 生活環境を守りましょう

私たちのまちも、日々発展する川越市にあって公園や道路、下水道等が整備されて、とても住みやすくなっています。

しかし、私たちの生活の場を改めて見直した場合、例えば *地域の交通安全や騒音問題 *お年寄りの生き甲斐問題 *公園、子供たちの遊び場等地域の環境整備 *防火、防犯、防災問題 *ごみ問題…等々まだまだ改善すべき問題が横たわっており、これらの諸問題は個人や家庭の力だけでは、なかなか解決が困難であります。

私たちは、生活を守るとともに、よりよい生活環境をつくるため、各人が持っているそれぞれの問題を地域全体の問題として共通の課題として取り上げ、みんなの力で一つひとつ解決していくために、自治会を結成いたします。

2 人間性回復の場として

「遠い親戚より近くの他人」という言葉をよく耳にします。家に急病人が出たとき、家を留守にするとき、あるいは不幸にして葬儀を執り行わなければならないとき、そのようなことを考えた場合、隣近所に心やすい人がたくさんいてくれたらどんなに心丈夫でしょう。近隣の人達と一緒にママさんバレーボールチームを作ったり、手芸とか料理とか趣味のサークル活動をしたりしてふれあいを深め、また、おじいちゃんやおばあちゃんたちが集まって茶飲み話やゲートボールなどをして、楽しい老後を過ごせたらどんなに素晴らしいことでしょう。

私たちは、近隣の人々との親睦、ふれあい、相互扶助精神を大切にし、心の通うまちの実現のため、自治会を結成いたします。

令和 年 月 日

(仮称) ○○自治会発起人

(順不同)

----- き り と り -----

私は自治会の設立趣旨に賛同し加入申込みします。

住 所

氏 名

TEL ()

(5) 自治会会則（例）

※一般の自治会の場合の例です。自治会名義の不動産所有等を目的とした、法人化を検討している場合は、60ページの例にならってください。

（名称及び事務所）

第1条 この会は、「_____自治会」と称し、事務所を会長宅に置く。

（区 域）

第2条 この会の区域は、川越市_____の全域とする。

（目 的）

第3条 この会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、生活環境の向上発展を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関する事
- (2) 生活環境の改善に関する事
- (3) 生活・文化の向上に関する事
- (4) 共同施設の利用、管理に関する事
- (5) 防犯、防災、交通安全に関する事
- (6) 公共諸団体との連絡調整に関する事
- (7) 回覧等による会員への情報提供に関する事
- (8) その他この会の目的達成に必要な事

（会 員）

第5条 この会は、第2条に定める区域に在住し、この会の目的に賛同する者を会員（以下「正会員」という。）として組織する。

- 2 この会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする事業所又は団体は賛助会員となることができる。
- 3 会員は、会長に届け出ることによって加入及び脱退することができる。
- 4 会員は、この会に同好会を設けることができる。
- 5 同好会は、会長の承認を得て会の組織・設備を利用することができる。
- 6 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

（ブロック及び班）

第6条 会の円滑な運営を図るため、地域を別表の____ブロック及び____班に分ける。

- 2 班はこの会の最小組織とし、複数の班によりブロックを形成する。

（理 事）

第7条 ブロックには、理事を置く。

- 2 理事は、原則としてブロック内の班長の中から互選する。

（班長及び副班長）

第8条 班には、班長1名及び副班長を置く。

- 2 班長及び副班長は、各班の推薦又は輪番制とする。

(役員)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 名 (3) 会計 名
(4) 会計監査 2名 (5) 理事 名 (6) 班長 名
(7) 書記 2名

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員はその任期終了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 補選の場合は、役員会で選出することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 会計は、会計事務に従事し、この会の財政を担当する。
(4) 会計監査は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
(5) 理事はブロックを代表し、第4条の事業を推進するための事業部の部長、副部長として事業の企画・運営・執行の業務を分掌する。
(6) 班長は、副班長と協力し会員の意思を会に反映するとともに、会費等の集金、その他連絡事項を処理する。又、各事業部員となり事業の推進に参加する。
(7) 書記は、会議を記録し、必要に応じて会の内外へ広報を行う。

(相談役)

第11条 この会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 相談役は、会の相談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 この会の会議は、総会、役員会、理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、この会の最高議決機関であり、毎年 月に開催する。

3 臨時総会は、正会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに会長が招集する。

4 役員会、理事会は必要に応じ会長が招集する。

(審議決定事項)

第13条 会議の審議決定事項は、次のとおりとする。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長、会計、会計監査の選任
(2) 事業計画及び収支予算の承認
(3) 事業報告及び収支決算の承認
(4) 会則の改正
(5) その他会の重要事項

3 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画、予算決算に関すること

- (2) 会則に関する事
- (3) 細則に関する事
- (4) その他必要事項

4 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業の推進に関する事
- (2) 役員会に付議する事項
- (3) その他必要事項

(会議の成立要件並びに議長)

第14条 総会は、正会員の2分の1以上の、役員会、理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

2 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会及び理事会は会長が議長となる。

(議 決)

第 15 条 会議における議決は、出席者の過半数の賛成により、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(経 費)

第 16 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 役員が会の用務のため出張等するときは、役員会に諮り経費を支弁することができる。

(会 費)

第 17 条 この会の会費は、次のとおり定める。

- (1) 正会員の会費は、3か月 _____ 円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、3か月 _____ 円とする。

2 会費は前納とし、集金月は4月、7月、10月、1月とする。

3 会費は、各班において班長（又は副班長）が集金し、集金月の月末までに会計に納入するものとする。

(連合組織)

第 18 条 会は、広域な問題に対処するため、川越市自治会の連合組織等に参加する。

(会計及び関係帳簿の整備)

第 19 条 この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 総会及び役員会等の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(会計年度)

第 20 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつ

て終わる。

附 則

- 1 この会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。
- 2 この会則は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から施行する。

(6) 自治会予算書（例）

〇〇自治会 令和〇×年度予算書

【収入の部】

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
繰越金	*****	****	△****	令和〇〇年度からの繰越金
会費				〇〇世帯×〇〇円×12か月
補助金・ 報償金等				自治会協力報償金 ****円 防犯灯電気料補助金 **円 集会所修繕補助金 ****円
寄付金				〇〇氏より *****円
雑収入				預金利息等
合 計				

【支出の部】

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
会議費				総会・役員会等会議費
旅費				役員用務交通費等
通信運搬費				電話料、郵便料等
備品購入費				パソコン購入代等
消耗品代				事務用品購入費等
印刷製本費				総会等資料印刷費等
補助金及び 負担金				自治会連合会会費 ****円 〇〇支会負担金 ****円
慶弔費				
集会所運営費				光熱水費、修繕費等
防犯費				防犯灯電気代等
団体育成費				子ども会、老人会等助成金
縮クエシヨ費				運動会経費等
報償費				副会長手当 *****円 〇〇役員手当 *****円
環境衛生費				
基金積み立て				自治会館建設費用積立
予備費				
合 計				

(7) 自治会決算書（例）

〇〇自治会 令和〇〇年度決算書

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
繰越金	*****	****	△****	令和〇〇年度からの繰越金
会 費				〇〇世帯×〇〇円×12か月
補助金・ 報償金等				自治会協力報償金 ****円 防犯灯電気料補助金 **円 集会所修繕補助金 ****円
寄付金				〇〇氏より *****円
雑収入				預金利息等
合 計				

【支出の部】

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
会 議 費				総会・役員会等会議費
旅 費				役員用務交通費等
通信運搬費				電話料、郵便料等
備品購入費				パソコン購入代等
消耗品代				事務用品購入費等
印刷製本費				総会等資料印刷費等
補助金及び 負担金				自治会連合会会費 ****円 〇〇支会負担金 ****円
慶 弔 費				
集会所運営費				光熱水費、修繕費等
防 犯 費				防犯灯電気代等
団体育成費				子ども会、老人会等助成金
揃ノ工-シヨ潰				運動会経費等
報 償 費				副会長手当 *****円 〇〇役員手当 *****円
環境衛生費				
基金積み立て				自治会館建設費用積立
予 備 費				
合 計				

収支差引残高 〇〇〇〇〇円は、令和〇×年度に繰り越します。

令和〇×年〇〇月〇〇日

上記の会計監査を実施したところ、いずれも適正に処理されていたので報告いたします。

(8) 個人情報の取扱いに関する規程（例）

〇〇自治会 個人情報の取扱いに関する規程

（令和〇〇年〇月総会議決）

（目的）

第1条 この規程は、本会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を順守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に最大限努めるものとする。

（周知）

第3条 本会における個人情報の取扱いの方法は、総会資料又は回覧で会員に周知するものとする。

（定義）

第4条 この規程において「個人情報」とは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規程する個人情報をいう。

（管理者）

第5条 〇〇自治会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とする。

（取扱者）

第6条 〇〇自治会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員等、範囲を指定）とする。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「〇〇自治会加入届」「〇〇調査票（同意書）」等を、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

（利用）

第8条 本会で取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）会費請求、管理その他文書の送付
- （2）会員名簿の作成及び自治会区域図の作成
- （3）災害等の緊急時における支援活動
- （4）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（管理）

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理しなければならない。

2 不要となった個人情報は、会長の立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（第三者提供の制限）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であり、

かつ、本人の同意を得ることが困難である場合

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、第三者（県・市を除く。）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市を除く。）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存する。

(開示)

第13条 会員は、会に提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対して開示を請求することができる。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、会に提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正を行う。ただし、各会員に既に配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに代えることができるものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 ○○自治会における開示請求及び苦情相談窓口は、○○とする。

(附則)

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

※この規程はあくまで一例です。より具体的なルールはそれぞれの自治会の実情に合わせて作成しましょう。

(9) 自治会会則（地縁による団体用）（例）

〇〇自治会規約（会則）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇

：

() その他会の目的達成に必要なこと

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、川越市〇〇町〇〇丁目の全域及び大字〇〇△△番から△△番までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、川越市〇〇町〇〇丁目△△番〇〇自治会集会所内に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人すべてとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

（会費）

第6条 会員が納入する会費は、総会において別に定める。

（入退会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

- (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合
3 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
(会員の権利・義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会の各種事業に参加する権利
 - (2) 規約に基づく役員選挙権及び被選挙権
 - (3) 本会の運営について、自由に意見を発表する権利
- 2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 会費を納入する義務
 - (2) 規約に基づく諸会議に出席する義務
 - (3) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従う義務

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 監事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。
- 4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、本会の資産及び会計事務を処理する。
- 5 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

- 第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会則の制定、改廃に関すること
- (4) 役員の選出に関すること
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ×××××××

(総会の書面評決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会議の○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」

と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の決議を要する。

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、川越市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20に規定する事由により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(連合組織)

第41条 本会は、広域的問題に対処するため、〇〇支会、川越市自治会連合会に参加し、連絡調整を行うものとする。

付則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(10) 公共機関電話番号

警察関係所在地・電話番号

川越警察署 2 2 4 - 0 1 1 0

○交 番

神明町交番	神明町 7 - 4 3	2 2 2 - 0 1 4 6
本川越駅前交番	新富町 1 - 2 2	2 2 2 - 0 1 6 2
川越市駅前交番	田町 1 - 1	2 2 2 - 0 2 6 1
川越駅前交番	脇田町 1 0 7	2 2 2 - 0 3 7 7
霞ヶ関駅前交番	霞ヶ関東 2 - 2 - 1	2 3 1 - 0 1 5 1
南大塚駅前交番	南台 2 - 1 3 - 8	2 4 3 - 3 7 4 1
新河岸駅前交番	砂 9 4 0 - 2	2 4 4 - 4 5 9 7
笠幡交番	笠幡 4 5 4 0 - 3	2 3 2 - 6 8 6 6
南古谷駅前交番	並木新町 1 - 1	2 3 5 - 0 3 3 6
名細交番	天沼新田 3 2 1 - 5	2 3 2 - 1 3 4 2
川越中央交番	脇田本町 8 - 4	2 4 4 - 4 0 1 4

○駐在所

芳野駐在所	石田本郷 8 2 7	2 2 3 - 2 1 3 3
山田駐在所	山田 1 6 7 - 1	2 2 5 - 3 4 8 8

川越市役所 224-8811(代表)

(川越市自治会連合会事務局 地域づくり推進課内 直通224-5705)

○市民センター

芳野市民センター	222-0527
古谷市民センター	235-2621
南古谷市民センター	235-1835
高階市民センター	242-0600
福原市民センター	243-4015
山田市民センター	222-0693
名細市民センター	231-2202
霞ヶ関市民センター	231-2102
霞ヶ関北市民センター	231-0221
大東市民センター	243-3426
川鶴市民センター	233-6910

○公民館

中央公民館	222-1394
さわやか活動館	237-4890
南公民館	243-0038
北公民館	222-1400
芳野公民館	222-1873
古谷公民館	235-1834
南古谷公民館	235-1519
高階公民館	242-6064
高階南公民館	245-3581
福原公民館	242-5005
大東公民館	243-0022
大東南公民館	242-0498
山田公民館	224-4194
名細公民館	231-0001
霞ヶ関公民館	231-1009
霞ヶ関北公民館	231-4455
霞ヶ関西公民館	227-6551
伊勢原公民館	237-5676
川鶴公民館	233-9306

○消防関係

火災テレホンサービス	0180-994-310
※令和5年7月1日(土)から	227-2277
消防局	222-0700
川越北消防署	226-7290
南古谷分署	235-0801
川越中央消防署	242-2365
高階分署	243-8054
大東分署	245-3119
川越西消防署	231-2066
名細分署	234-0119
川島消防署	297-1891

○会館等

やまぶき会館	222-4678
ウェスタ川越	249-3777
川越駅東口多目的ホール	228-7723
西文化会館	233-6711
(メルト)	
南文化会館	248-4115
(ジョイフル)	
総合福祉センター	228-0200
(オアシス)	
西後楽会館	232-6177
市立博物館	222-5399
市立美術館	228-8080

○清掃関係

東清掃センター	223-2645
資源化センター	234-0530

○その他

保健所(保健総務課)	227-5101
斎場	226-0090
市民聖苑やすらぎのさと	〃

○埼玉県関係

埼玉県庁 048-824-2111

埼玉県川越比企地域振興センター
244-1110

埼玉県川越県税事務所
242-1801

埼玉県川越県土整備事務所
243-2020

○国関係等

川越税務署 235-9411

日本年金機構川越年金事務所
242-2657

※ 一般相談用 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

さいたま地方法務局川越支局
243-3824

ハローワーク川越
242-0197

川越労働基準監督署
242-0892

さいたま地方検察庁川越支部
222-1001

川越郵便局 0570-943-936

川越西郵便局 0570-091-563

(11) 報償金・補助金・依頼事項等一覧表（年度により内容等が異なります。）

依頼月	内容	申請期間	備考	担当部署	連絡先	場所	関連ページ
4月	防犯灯設置要望にかかる調査依頼	(6月中旬)	要望がある場合は申込書を提出	防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	22
	自治会防犯灯電気料補助金交付申請提出依頼 ※年払い自治会	随時	補助金	防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	28
	自治会防犯灯電気料補助金実績報告書提出依頼(前年度分)	(5月下旬)	補助金	防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	28
	赤十字会員増強運動(活動資金募集)協力依頼	～6月中旬	募金	福祉推進課	224-5769	本庁舎1階	32
	緑の募金(家庭募金)協力依頼	～6月中旬	募金	環境政策課	224-5866	本庁舎5階	32
	クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)の実施について(計画書の提出)	(4月末)	春秋年2回	資源循環推進課	239-6267	資源化センター	34
5月	民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦依頼	(7月末)	3年毎、令和4年度改選(令和4年度依頼)	福祉推進課	224-5769	本庁舎1階	30
	シラコバト賞候補者推薦募集依頼	(6月末)		川越市自治会連合会	224-5705	本庁舎3階	-
	市民ラジオ体操会開催申請書提出依頼	(6月中旬)		スポーツ振興課	224-6094	本庁舎5階	28
	市民ラジオ体操会実施報告書提出依頼	事業終了後、2週間以内	実施報告後、報償金を支給	スポーツ振興課	224-6094	本庁舎5階	28
6月	川越市自治会連合会会費納入依頼	(7月中旬)		川越市自治会連合会	224-5705	本庁舎3階	13
	ラジオ体操カードの受領、配布依頼			スポーツ振興課	224-6094	本庁舎5階	28
	川越市社会福祉協議会会員募集協力依頼	7月(8月末)	募金	川越市社会福祉協議会	225-5703	総合福祉センター	37
	集団回収報償金交付申請書提出依頼	(7月上旬)		資源循環推進課	239-6267	資源化センター	29
7月	自治会会長報償金、自治会協力報償金支給(1回目)	7月下旬支給	7月と12月の2回に分けて支給	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	25
	町内体育祭補助金	体育祭実施の1か月前	参加自治会数に応じて補助金交付	スポーツ振興課	224-6094	本庁舎5階	28
8月	自治会集会所の増改築・修繕補助金計画書提出依頼	8月上旬～9月上旬	次年度工事着工予定のもの	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
	防犯灯電気料金補助金申請書提出依頼 ※月払い・半年払い自治会	(9月末)	4～9月分、提出月の翌月末に補助金交付	防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	28
9月	クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)の実施について(計画書の提出)	(9月末)		資源循環推進課	239-6267	資源化センター	34
	赤い羽根共同募金協力依頼	10月(11月)		川越市社会福祉協議会	225-5703	総合福祉センター	38
	集団回収報償金交付申請書提出依頼	(10月上旬)		資源循環推進課	239-6267	資源化センター	29
10月	保健推進員の推薦依頼	(1月中旬)	隔年、令和4、6年度改選(令和3、5年度依頼)	健康づくり支援課	229-4121	総合保健センター	31
	地域歳末たすけあい募金協力依頼	11月(12月)		川越市社会福祉協議会	225-5703	総合福祉センター	38
11月	避難所開設・運営訓練			防災危機管理室	224-5554	本庁舎4階	32
12月	自治会会長報償金、自治会協力報償金支給(2回目)	12月中旬支給	7月と12月の2回に分けて支給	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	25
	自治会集会所用地の賃貸借補助金交付申請書提出依頼	～1月中旬	補助金は3月に交付	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
	自治会会議会場借上げ補助金交付申請書提出依頼	～1月中旬	補助金は3月に交付	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
	自主防犯活動実績調査依頼	(2月末)		防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	40
	集団回収報償金交付申請書提出依頼	(1月上旬)		資源循環推進課	239-6267	資源化センター	29
1月	防犯灯電気料金補助金申請書提出依頼 ※月払い・半年払い自治会	(2月末)	10～3月分、提出月の翌月末に補助金交付	防犯・交通安全課	224-5721	本庁舎3階	28
	体育協力員の推薦依頼	(2月下旬)	隔年、令和4、6年度改選(令和3、5年度依頼)	スポーツ振興課	224-6094	本庁舎5階	30
2月	かわごえ環境推進員の推薦依頼	(3月末)	隔年、令和4、6年度改選(令和3、5年度依頼)	資源循環推進課	239-6267	資源化センター	31
	青少年育成推進員の推薦依頼	(依頼日から約1か月)	隔年、令和4、6年度改選(令和3、5年度依頼)	こども育成課	224-5724	本庁舎3階	30
	自治会集会所用地の賃貸借補助金実績報告提出依頼	～3月末	補助金は3月に交付	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
	自治会会議会場借上げ補助金実績報告書提出依頼	～3月末	補助金は3月に交付	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
3月	地域防犯推進委員の推薦依頼	(5月中旬)	隔年	川越防犯協会	224-0110	川越警察署	39
	自治会老人憩いの家管理運営費補助金交付申請書提出依頼	(4月末)	次年度の申請	高齢者いきがい課	224-5809	本庁舎3階	-
	自治会老人憩いの家管理運営費補助金完了報告書提出依頼	(4月末)	当該年度の実績報告	高齢者いきがい課	224-5809	本庁舎3階	-
	自治会会長及び副会長変更届の提出依頼	(4月下旬)		地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	25
	自治会会員世帯数・振込口座届の提出依頼	(5月下旬)	報償金の支給に必要	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	25
	自治会集会施設整備等事業(建物)補助金交付申請書提出依頼	4月～翌3月まで	着工の14日前までに提出	地域づくり推進課	224-5705	本庁舎3階	26
	緑の募金交付金を活用した自治会館等への緑化希望照会	(4月中旬)		環境政策課	224-5866	本庁舎5階	32
	集団回収報償金交付申請書提出依頼	(4月上旬)		資源循環推進課	239-6267	資源化センター	29

<随時>

- ・ 回覧の依頼 (関係各課) 34ページ
- ・ ポスター掲示の依頼 (関係各課) 22ページ
- ・ ごみ集積所の新設・移動・廃止 (収集管理課、Tel239-5058、資源化センター) 24ページ
- ・ 集団回収事業団体登録 (資源循環推進課、239-6267、資源化センター) 29ページ
- ・ 地域のごみ処理 (収集管理課、Tel239-5058、資源化センター) 34ページ
- ・ アリカビトリ防除機械貸付け及び薬剤交付 (環境政策課、224-5866、本庁舎5階) 33ページ
- ・ 投票立会人の推薦 (選挙管理委員会、224-6120、東庁舎3階) 31ページ

<要事前相談>

- ・ 自治会集会所建設補助金 (地域づくり推進課、Tel224-5705、本庁舎3階) 25ページ
- ・ 自治会集会所の増改築・修繕補助金 (地域づくり推進課、Tel224-5705、本庁舎3階) 26ページ
- ・ 自治会集会所用地の取得補助金 (地域づくり推進課、Tel224-5705、本庁舎3階) 26ページ
- ・ コミュニティ助成事業補助金 (地域づくり推進課、Tel224-5705、本庁舎3階) 27ページ
- ・ 公園美化活動奨励金 (公園整備課、Tel224-5965) 29ページ

令和2年度 自治会活動の手引

編集・発行 川越市自治会連合会事務局

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

(川越市地域づくり推進課内)

電話 049-224-8811 (代表)

049-224-5705 (直通)

FAX 049-224-6705

Eメール: chiikidukuri@city.kawagoe.lg.jp

【川越市自治会連合会ホームページ】

<https://kawagoejichiren.jimdo.com>